

令和7年度ユニバーサルデザイン推進計画

のスパイラルアップ（点検・評価・改善）

世田谷区

令和8年9月

令和7年度ユニバーサルデザイン推進計画
のスパイラルアップ(点検・評価・改善)

目次

1	主旨	3
2	令和7年度スパイラルアップの経過	3
3	世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会における 審議結果及び講評・提案	4
1	第10期委員の構成と検討した取組み名	4
2	検討の経過	5
3	全体の講評	6
4	各施策の講評	7
4	スパイラルアップの進め方	11
5	取組みごとの点検結果等	13
	施策1 ユニバーサルデザインによる区立施設の整備推進	15
	施策2 ユニバーサルデザインによる道路環境の整備推進	25
	施策3 ユニバーサルデザインによる公園緑地等の整備推進	32
	施策4 ユニバーサルデザインによる交通移動サービスの充実	35
	施策5 民間施設へのユニバーサルデザイン整備支援	42
	施策6 ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用	47
	施策7 ユニバーサルデザイン情報の蓄積・活用	57
	施策8 ユニバーサルデザインの普及啓発	68
	施策9 ユニバーサルデザインの担い手づくり	83
	施策10 ユニバーサルデザインの取組みの推進	96

1 主旨

世田谷区は、ユニバーサルデザイン(以下一部UDとする。)の考え方に基づき、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすい生活環境をつくりだしていくため、平成19年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を制定しました。

その理念を具現化していくために、平成21年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定して、目標、基本方針のもとに6年間の各施策・事業を実施してきました。

その後、ユニバーサルデザインに対する関心が高まり、生活環境整備の質の向上とともに、整備されてきた社会資源の活用への要求といった社会的背景及び推進計画の施策・事業の取組みの積み重ねを踏まえ、平成27年に「推進計画」の内容を見直し、平成27年度から令和6年度までの10年間の計画となる「推進計画(第2期)」を策定しました。さらに、令和7年度には、「推進計画(第2期)」の内容を見直し、「推進計画(第3期)」を策定しました。

「推進計画」では、ユニバーサルデザイン推進計画の取組みについて、スパイラルアップ※1(点検・評価・改善)の手順を繰り返し、段階的・継続的な発展をめざし、ユニバーサルデザインの質の向上を図ることとしています。具体的には、「推進計画(第3期)」の34の取組みのうち、各年度の進捗に応じた対象の取組みについて、各関係部署で点検・評価を行い、ユニバーサルデザイン環境整備審議会からの講評・提案に基づき、次年度以降の改善につなげています。

2 令和7年度スパイラルアップの経過

令和8年	3月	事務局で取組みの進捗状況集約
	4月	令和8年度第1回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会部会
	6月	令和8年度第2回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会部会
	8月	令和8年度第1回世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会
	9月	区のホームページ掲載(区のおしらせ9月15日号掲載)

※1 [スパイラルアップ]:「点検⇒事後評価⇒改善・事業への反映」の手順を繰り返し、ユニバーサルデザインのまちづくりへ継続的な発展をめざす方法のこと。

3 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会における 審議結果及び講評・提案

令和7年度は「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)」の初年度であります。世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会では、推進計画に掲げている10の施策・34の取組みのうち、23の取組みを対象に、その成果について議論いたしました。

議論の結果は、施策ごとに「令和7年度ユニバーサルデザイン推進計画のスパイラルアップ(点検・評価・改善)への講評・提案」としてとりまとめました。

今後、この講評・提案が各取組みのさらなる充実に活用されるとともに、スパイラルアップが継続的に実践されることにより、推進計画(第3期)の基本理念である「社会における様々な障壁(バリア)をなくすにとどまらず、すべての区民の基本的な人権が尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に公平・平等に参加できるまちづくり」の実現に向けた取組みが、より一層推進されることを願っています。

令和8年9月15日
世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会
第10期 会長 橋本 美芽

1 第10期委員の構成と検討した取組み名

No.	委員氏名	取組み名
1	はしもと みめ 橋本 美芽 (部会長)	1-1 区立施設のユニバーサルデザイン整備推進
2	てらうち よしのり 寺内 義典	1-2 区立小中学校のユニバーサルデザイン整備推進
3	こじま なおこ 小島 直子	2-1 歩行者空間のユニバーサルデザイン整備推進
4	はやかわ かつみ 早川 克美	3-1 公園緑地等のユニバーサルデザイン整備推進
5	ばん 坂 ますみ	4-1 公共交通施設・車両のバリアフリー整備の促進 4-2 公共交通不便地域対策の推進
6	やまがた しげと 山形 重人	5-1 小規模店舗等におけるユニバーサルデザイン改修の支援
7	いりえ さちこ 入江 彩千子	6-1 窓口でのコミュニケーションツールの活用
8	すずき まさお 鈴木 政雄 (令和8年4月 30日まで)	7-1 トイレ・ベンチ等情報の公開・更新 7-2 ユニバーサルデザイン整備事例の蓄積・公開

	関 勇夫 (令和8年5月 1日から)	7-3 ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行 7-4 住宅のユニバーサルデザイン情報冊子の発行
9	本多 忠雅	8-1 出張講座の実施
10	中島 彰士	8-2 ユニバーサルデザインを学ぶイベントの開催 8-5 外国人向け防災教室の実施 8-6 認知症の人にやさしい地域づくりの推進
11	篠原 博美	9-1 ユニバーサルデザインの取組みを広げる担い手づくり 9-2 防災に関する担い手の育成
12	榎本 みどり	9-3 職員のユニバーサルデザインに関する研修の実施 9-5 教職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進
13	上田 ときわ	10-1 整備基準の適切な運用と見直し
14	御代田 和弘	10-2 ユニバーサルデザイン検討会・点検の実施
15	濁澤 雅	10-3 ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣

2 検討の経過

	開催日
令和8年度第1回審議会部会	令和8年4月30日(木曜日)
令和8年度第2回審議会部会	令和8年6月30日(火曜日)
令和8年度第1回審議会	令和8年8月26日(水曜日)

3 全体の講評

令和7年度より、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)」が始まりました。第3期計画では、「ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり」、「ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用」、「参加と協働でユニバーサルデザインのまちづくり」の3つの取組み方針を定めています。さらに、この方針に基づく10の重点施策と34の具体的な取り組みにより体系化されています。

今回のスパイラルアップにおいては、34の取組みのうち、区が自己評価を実施した23の取組みについて審議会で議論しました。その結果、区立施設や道路環境、公園緑地等の整備、交通移動サービスの充実、民間施設への整備支援、コミュニケーション支援、情報蓄積・活用、普及啓発、人材育成など、幅広い分野において、ユニバーサルデザインの施策が着実に進められていることが確認できました。

まず、本庁舎や図書館などの区立施設や公園緑地等の整備について、年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの区民参加を重視しながら、だれもが利用しやすい環境づくりを進めていることは、世田谷区のユニバーサルデザイン推進の大きな特徴として評価できます。今後も、施設整備後の効果の検証や利用者の意見の確認を継続的に行うとともに、その結果を蓄積・共有し、施設整備に活かしていくことが重要です。

また、道路環境の整備や交通不便地域対策、コミュニケーション支援など、多様な区民の暮らしを支える取組みが展開されていることが確認できました。職員や教職員向けの研修の実施をはじめ、子ども向けの出張講座やUDサポーターを対象とした講座の開催など、多様な立場の方々がユニバーサルデザインについて学び、理解を深める機会が充実しつつあることも評価できます。今後は、いろいろな人の困りごとや生活の仕方について知る機会をはじめ、心のバリアフリーを推進する内容を取り入れた講座などの実施を期待します。

一方で、情報発信においては、必要な情報へ容易にアクセスできる環境整備が重要です。デジタルツールの活用を多くの方ができるようにしながら、SNS等を活用した周知の工夫を進めるなどの方法を充実させ、幅広い方々へユニバーサルデザインの考え方が浸透し、理解が広がることを期待します。

ユニバーサルデザインの推進には、ハード面の整備に加え、人と人との相互理解が不可欠であり、その両輪による取組みが求められます。よりよいまちづくりの推進に向けて、部署間の協働、連携を進め、今後も、広く区民の参加を基本としながら、心のバリアフリーの推進や相互理解の進化を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に資する取組みを展開していただくことを期待します。

4 各施策の講評

1 ユニバーサルデザインによる区立施設の整備推進

区立施設は誰もが安心して利用することができるように、サインの設置にあたっては、ピクトグラムより効果的で見やすい表示の仕方を検討してください。特に本庁舎整備においては第2期工事の取り組みを第3期工事に反映させることを期待します。梅丘図書館において、UD検討会を実施し、当事者の意見を取り入れながら整備を行ったことは評価できます。今後は建物竣工後のUD点検等により効果の確認を行うこと、また、検討結果の蓄積により、今後の施設設計等に役立てていくことを期待します。

また、学校改築・改修の現場は、児童・生徒にとってまたとないユニバーサルデザインの学びと実践の機会となります。児童・生徒がサインの提案を行うなど、当事者が参加する取り組みは評価できます。専門家による確認を行うなど、一定の質の確保をしながら、一年点検の際などに意見を求めるなど、今後も継続して児童・生徒・学校関係者等がユニバーサルデザインについて考える機会となることを期待します。

本庁舎整備については、今後の整備においても、引き続き審議会との双方向の情報共有を基本として、全国の先駆けとなるようなインクルーシブな本庁舎のデザインを実現してください。

2 ユニバーサルデザインによる道路環境の整備推進

ユニバーサルデザインの観点からも、だれもが移動しやすい歩行者空間を確保する道路の無電柱化整備は評価できます。障害当事者の意見、また広く区民の意見なども取り入れながら、今後も取り組みが継続されることを期待します。

路上ベンチなどの座れる場の設置にあたっては、設置位置やベンチの形状など、多角的な視点から検討を重ね、さらに座れる場の増設と質の向上を期待します。

3 ユニバーサルデザインによる公園緑地等の整備推進

区民参加の機会を設け、多様な区民意見を取入れながら、継続してユニバーサルデザインを意識した公園整備を行っていることが評価できます。

引き続き、多様な立場の方の意見やアイデアを反映できる機会を設け、区民参加型によるだれもが使いやすいインクルーシブな公園の整備を期待します。

4 ユニバーサルデザインによる交通移動サービスの充実

鉄道駅へのホームドアの整備促進にあたっては、引き続き計画的で効果的な取り組みを期待します。また、高齢者や障害当事者、子ども連れの家族など、様々な困難を抱える方々が安心して鉄道を利用できるよう、鉄道職員や乗務員の接遇向上や障害理解を促す取り組みを期待します。

砧モデル地区デマンド型交通^{※2}本格運行は、運行日の拡充やUD対応車両の導入等により、交通不便地域における移動困難者の移動手段の確保が進んでいることが評価できます。引き続き他の交通不便地域の解消に向け、地域住民と協力して交通不便地域の地域特性に応じたコミュニティ交通の導入を検討するほか、砧モデル地区デマンド型交通の予約方法の更なる周知等により、より多くの方にとって容易に利用できるサービスとなることを期待します。

※2 [デマンド型交通]:決められたルートとダイヤで運行する従来の定時定路線型ではなく、利用者の事前予約に対応し、予約された乗降ポイントのみを経由してフレキシブルに運行する公共交通。

また、アンケートの実施にあたっては、賛同意見以外の少数意見も取りこぼしなく検討をしてください。

5 民間施設へのユニバーサルデザイン整備支援

小規模店舗等におけるユニバーサルデザイン改修の支援においては、取組みを周知するPR活動により、多くの問合せがあったことは評価できます。より実効性のある支援となるよう、PR活動の継続と併せて、申請手続きの簡略化を検討してください。

6 ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用

意思疎通の手段の一つとして導入した通訳アプリケーション活用やアプリケーションをインストールしたタブレットの設置などの取り組みにより、活用機会が年々増加していることは評価できます。全庁的な需要調査等を踏まえ、より多くの場面での通訳サービスの活用を検討してください。

遠隔手話通訳の活用のほか、職員に対する手話の普及啓発を目的とした研修を実施していることが評価できます。引き続き研修等を通して、手話に対する理解を深めるとともに、聴覚障害や構音障害など、コミュニケーションに支援が必要な方への職員の理解醸成を図ってください。

また、いずれの窓口においても、デジタルツールの活用が難しい方々への支援体制を構築するとともに、コミュニケーションツールを利用する当事者や職員の意見を確認しながら、より効果的な意思疎通の手段や対応可能な窓口の拡大の検討をしてください。

7 ユニバーサルデザイン情報の蓄積・活用

トイレ・ベンチ等情報の公開・更新、ユニバーサルデザイン整備事例の蓄積・公開においては、継続的に情報の蓄積・更新を行っていることは評価できます。情報を公開するホームページやせたがやiMapについては、現在は目的の情報にたどりつきにくいいため、SNS（世田谷区公式LINE（ライン）・X（エックス）など）を活用し、アクセス方法の周知を進めるほか、一般的に利用されているシステムの活用なども検討してください。また、バリアフリートイレまで安全にたどり着ける経路の状況を確認し、より実用性の高い情報となることを期待します。

図書館のテーマ本展示については、中央図書館だけでなく、区内全域16箇所の図書館および5箇所の図書室でも展開できるよう引き続き検討を行ってください。

ユニバーサルデザイン普及啓発冊子（UDスタイル）をSNSの活用等により周知し、幅広い世代に向けて発信していることは評価できます。引き続き、より幅広い世代が関心を持つ内容、発信方法を検討し、ユニバーサルデザインが広く普及することを期待します。

住宅のユニバーサルデザイン情報冊子（家づくりのヒント総合版）は、改訂により住宅改修事例や住宅改修の助成制度を様々な立場の方へ分かりやすく周知する内容となっていることが評価できます。発行した冊子がどのような内容なのか、またどこで入手できるかといった情報が区民の元に届くよう、発信方法を検討し、広くユニバーサルデザインの普及活動に活用されることを期待します。

8 ユニバーサルデザインの普及啓発

小学校への出張講座の実施により、子どもたちがユニバーサルデザインに触れるきっかけとなっていることが評価できます。中学校・高校においても出張講座が実現するよう今後は周知方法を検討してください。ハード面だけでなく、関係所管課と連携するなどし、多様な障害について知る機会となる内容や、ソフト面である周囲の理解促進や「心のバリアフリー」を推進する内容を取り入れた講座の実施を期待します。

世代を超えたユニバーサルデザインを学ぶイベントの開催は評価できます。多様な障害を知る機会となるようなイベント内容を検討するほか、より多くの人の参加の機会創出となるよう、開催回数や周知方法の拡充を期待します。

外国人向け防災教室の実施は、外国人に視覚的、体験的に災害について学ぶ機会となるほ

か、教室自体が防災コミュニティとなりえることが評価できます。今後も地域日本語教室との連携や「やさしい日本語」の活用を働きかけ、より分かりやすい防災教室の実施を期待します。

認知症を知る講座、アクション講座などを実施し、多くの参加者に認知症を知り、理解を深める機会を創出していることが評価できます。講座の継続にあたっては、これまで実施した講座の振り返り等により内容の工夫をしながら、多くの方の理解が進み認知症の人にやさしい地域づくりにつながることを期待します。

いずれの取組みにおいても、アンケートの実施などによりさらなる改善を工夫することを期待します。アンケートの実施にあたっては、賛同意見以外の少数意見も取りこぼしなく検討をしてください。

9 ユニバーサルデザインの担い手づくり

ステップアップ講座^{※3}を実施し、UDサポーターのユニバーサルデザインへの理解を深めたことは評価できます。今後は、UDサポーターのスキルアップをはかるとともに、UDサポーター養成講座によりサポーターを増やし、UDサポーターの知識や経験を活用して、普及・推進に携わる一員だと実感できるようなプログラム等を検討してください。

防災あるいは避難所での対応において、女性ならではの問題・課題への対応として、せたがや女性防災コーディネーターの養成は評価できます。訓練の実施や地域との連携により、女性防災リーダーとしてより活躍の場が広がることを期待します。地域啓発研修（HUG^{※4}訓練等）の実施回数、小学生や中学生を含めた参加者の増加は評価できます。防災に関する担い手の育成にあたっては、災害弱者への対応を学ぶ機会の実施についても引き続き検討してください。今後は、さらに幅広い年齢や性別の方が、様々な問題・課題に対応する防災の担い手として活躍する取組みの実施を期待します。

区の職員および教職員のユニバーサルデザインに関する研修の実施にあたっては、障害の体験学習だけでなく、障害のある方の生活の工夫等を具体的に知る研修の実施を検討してください。受講者の理解と共感を深め、意識啓発につながるような、心に響く研修の実施を期待します。また、今後も研修を継続して実施するとともに、研修受講対象者の拡大を期待します。今後は研修内容の庁外への発信についても可能性の検討を期待します。

いずれの取組みにおいても、アンケートの実施にあたっては、賛同意見以外の少数意見も取りこぼしなく検討をしてください。

10 ユニバーサルデザインの取組みの推進

現在のバリアフリー法や都の条例に合わせて、世田谷区バリアフリー建築条例やユニバーサルデザイン推進条例の改正は評価できます。これに併せて整備基準が適切に運用されるよう、条例に合わせた施設整備マニュアルの改訂等を実施するとともに、基準の適合にとどまらず、さらにより多くの方に配慮した整備となるよう事業者等に対し適切な指導、助言を行ってください。

※3 [ステップアップ講座]:UDサポーターを対象に、知識や技術の向上を図るために実施する講座。

※4 [HUG（ハグ）]:避難所運営ゲーム。避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。

障害当事者をはじめ、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらずできるだけ多くの人の意見を具体的に幅広く聴く場として、引き続きUD検討会・点検を実施するとともに、今後は検討結果の蓄積・共有を行い、今後の施設設計等に役立てていくことを期待します。

UDアドバイザー※⁵派遣においては、需要の掘り起こしを進めるとともに、業務内容に応じて建築の専門家だけではなく、作業療法士、理学療法士や社会福祉士、介護支援専門員など、医療や福祉の実務にかかわっている専門家との連携についても引き続き検討してください。

※⁵ [UDアドバイザー]:ユニバーサルデザインに関する実務経験や専門知識を有する者。区民等が自主的に行う生活環境の整備への支援や、区が行う公共的施設の利用に関しての評価及び助言等を行う。

4 スパイラルアップの進め方

「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画(第3期)」では、34の取組みのうち、各年度の進捗に応じた対象の取組みについて、区が自己評価および部会報告を実施し、審議会において講評・提案を行うこととしています。各取組みにおける自己評価および部会報告の実施時期は、下表のとおりです。

◎：自己評価・部会報告

施策	取組み	R7年度の 取組み	R8年度の 取組み	R9年度の 取組み	R10年度の 取組み
1	1-1 区立施設のユニバーサルデザイン整備推進	◎	◎※	◎	◎
	1-2 区立小中学校のユニバーサルデザイン整備推進	◎	—	—	◎
	1-3 既存区立施設のバリアフリー改修推進	—	◎	◎	◎
2	2-1 歩行者空間のユニバーサルデザイン整備推進	◎	—	—	◎
	2-2 道路の不法占用物件除却の推進	—	—	◎	◎
	2-3 放置自転車対策等の推進	—	◎	—	◎
3	3-1 公園緑地等のユニバーサルデザイン整備推進	◎	◎	◎	◎
4	4-1 公共交通施設・車両のバリアフリー整備の促進	◎	—	—	◎
	4-2 公共交通不便地域対策の推進	◎	◎	◎	◎
	4-3 福祉移動サービスの周知	—	◎	—	◎
5	5-1 小規模店舗等におけるユニバーサルデザイン改修の支援	◎	◎	◎	◎
	5-2 商店等における合理的配慮の提供支援	—	◎	—	◎
6	6-1 窓口でのコミュニケーションツールの活用	◎	—	—	◎
	6-2 利用者に配慮した情報発信	—	◎	—	◎
	6-3 災害に備えた情報発信	—	—	◎	◎
7	7-1 トイレ・ベンチ等情報の公開・更新	◎	◎	—	◎
	7-2 ユニバーサルデザイン整備事例の蓄積・公開	◎	◎	◎	◎
	7-3 ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行	◎	◎	◎	◎
	7-4 住宅のユニバーサルデザイン情報冊子の発行	◎	—	◎	◎
	7-5 ユニバーサルデザインガイドラインの周知	—	◎	◎	◎
8	8-1 出張講座の実施	◎	◎	◎	◎
	8-2 ユニバーサルデザインを学ぶイベントの開催	◎	◎	◎	◎
	8-3 ユニバーサルスポーツの推進	—	—	◎	◎
	8-4 防災塾の実施	—	◎	—	◎
	8-5 外国人向け防災教室の実施	◎	—	—	◎
	8-6 認知症の人にやさしい地域づくりの推進	◎	—	◎	◎

施策	取組み	R7 年度の 取組み	R8 年度の 取組み	R9 年度の 取組み	R10 年度の 取組み
9	9-1 ユニバーサルデザインの取組みを広げる担い 手づくり	◎	◎	◎	◎
	9-2 防災に関する担い手の育成	◎	—	—	◎
	9-3 職員のユニバーサルデザインに関する研修の 実施	◎	◎	◎	◎
	9-4 「やさしい日本語」研修等の実施	—	◎	—	◎
	9-5 教職員のユニバーサルデザインに関する研修 の推進	◎	—	—	◎
10	10-1 整備基準の適切な運用と見直し	◎	◎	◎	◎
	10-2 ユニバーサルデザイン検討会・点検の実施	◎	◎	◎	◎
	10-3 ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣	◎	◎	◎	◎

※取組み1-1における令和8年度の自己評価・部会報告（◎）は、本庁舎のUD整備推進のみ実施する。

5 取り組みごとの点検結果等

- 1 ユニバーサルデザインによる区立施設の整備推進
 - 1-1 区立施設のユニバーサルデザイン整備推進
 - 1-2 区立小中学校のユニバーサルデザイン整備推進
 - 1-3 既存区立施設のバリアフリー改修推進
- 2 ユニバーサルデザインによる道路環境の整備推進
 - 2-1 歩行者空間のユニバーサルデザイン整備推進
 - 2-2 道路の不法占用物件除却の推進
 - 2-3 放置自転車対策等の推進
- 3 ユニバーサルデザインによる公園緑地等の整備推進
 - 3-1 公園緑地等のユニバーサルデザイン整備推進
- 4 ユニバーサルデザインによる交通移動サービスの充実
 - 4-1 公共交通施設・車両のバリアフリー整備の促進
 - 4-2 公共交通不便地域対策の推進
 - 4-3 福祉移動サービスの周知
- 5 民間施設へのユニバーサルデザイン整備支援
 - 5-1 小規模店舗等におけるユニバーサルデザイン改修の支援
 - 5-2 商店等における合理的配慮の提供支援
- 6 ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用
 - 6-1 窓口でのコミュニケーションツールの活用
 - 6-2 利用者に配慮した情報発信
 - 6-3 災害に備えた情報発信
- 7 ユニバーサルデザイン情報の蓄積・活用
 - 7-1 トイレ・ベンチ等情報の公開・更新
 - 7-2 ユニバーサルデザイン整備事例の蓄積・公開
 - 7-3 ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行
 - 7-4 住宅のユニバーサルデザイン情報冊子の発行
 - 7-5 ユニバーサルデザインガイドラインの周知
- 8 ユニバーサルデザインの普及啓発
 - 8-1 出張講座の実施

- 8-2 ユニバーサルデザインを学ぶイベントの開催
- 8-3 ユニバーサルスポーツの推進
- 8-4 防災塾の実施
- 8-5 外国人向け防災教室の実施
- 8-6 認知症の人にやさしい地域づくりの推進
- 9 ユニバーサルデザインの担い手づくり
 - 9-1 ユニバーサルデザインの取組みを広げる担い手づくり
 - 9-2 防災に関する担い手の育成
 - 9-3 職員のユニバーサルデザインに関する研修の実施
 - 9-4 「やさしい日本語」研修等の実施
 - 9-5 教職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進
- 10 ユニバーサルデザインの取組みの推進
 - 10-1 整備基準の適切な運用と見直し
 - 10-2 ユニバーサルデザイン検討会・点検の実施
 - 10-3 ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣

施策1

ユニバーサルデザインによる区立施設の整備推進

取組み方針1 ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり

施策の 目標	多様な利用者に配慮し、だれもが利用しやすい施設整備を進めます。
施策の 基本的な 考え方	だれもが利用しやすい施設を整備するために、条例の遵守だけではなく、多様なニーズを取り入れるため区民と協働した施設づくりを進めます。 (1)施設のユニバーサルデザイン整備推進 ・本庁舎は、災害時利用も踏まえ、ユニバーサルデザインの視点で整備を進めます。その他区公共施設は、それぞれの施設規模と用途を踏まえ、災害時の対応を含めた利用者の使いやすい施設整備を進めます。 ・だれもが利用しやすい施設整備となるよう、設計時から多様な利用者の視点を取り入れ、UD 点検の結果を次の計画に反映させることで施設整備の質の向上を図ります。 ・小中学校の改築・改修を機に、災害時における指定避難所としての活用等を踏まえ、多様な利用者等に対応した整備を進めます。 ・改修の機会を捉え、建物構造に影響のない範囲内でのバリアフリー改修を検討し、区民利用サービスの向上を目指します。 ・区営住宅の住戸は高齢者等に配慮した住戸のバリアフリー改修による整備を順次行います。 (2)サイン計画 ・サイン計画では「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を参考に、わかりやすいサインとします。 ・ロービジョン者や車椅子使用者等に配慮したサインを整備します。 ・外国人の利用に配慮し、多言語を基本としたサインを整備します。 (3)座れる場づくり だれもが外出時に利用できるよう、施設周辺に座れる場を設けます。
取組み	1-1 区立施設のユニバーサルデザイン整備推進
	1-2 区立小中学校のユニバーサルデザイン整備推進
	1-3 既存区立施設のバリアフリー改修推進

取組み	1-1 区立施設のユニバーサルデザイン整備推進
-----	-------------------------

所管課	施設営繕第一課、施設営繕第二課、庁舎建設担当課
取組み内容	(施設整備) ・本庁舎を含む区立施設の用途や機能等に応じ、トイレの設備や機能を分散するとともに、性別を問わないトイレや非常時の警報装置の多機能化など、多様な利用ニーズを踏まえたトイレ整備を進めます。 ・災害時利用も踏まえ、避難所、防災拠点となる施設においてはだれもが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、整備の向上を図ります。 ・道路に面した敷地内などに、周辺環境への影響にも配慮しながら、だれもが気軽に座れる場の設置を進めます。 (区民参加と協働) ・本庁舎は、3期にわたる工事計画にあわせ、一部しゅん工した庁舎棟について、UD 点検を実施し、設計以降の新たなニーズを検証の上、適宜、次期工事に反映させます。 ・新改築の際には、施設の規模や特性を踏まえ、UD 検討会や区民の意見を聞く機会を設けるなど、多様な区民のニーズを設計や施設整備に反映させます。また、UD 検討会や UD 点検の結果を、次設計に反映させます。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
本庁舎の UD 整備推進	1期棟点検・ 検証 2期棟反映	2期棟点検	2期棟点 検・検証 3期棟反映	(調整)
ユニバーサルデザイン推進条例に 基づいた整備推進	実施設計 3件 しゅん工 1件	実施設計 3件 しゅん工 0件	実施設計 (調整) しゅん工 2件	実施設計 (調整) しゅん工 4件
多様な利用者に配慮した整備推進				
災害時利用を想定した整備推進				
座れる場づくりの推進				

取組みについて(施設営繕第一課・施設営繕第二課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	実施設計2件 【九品仏地区児童館】 ・道路および隣接公園からのアプローチに配慮した計画とした。 【仮称奥沢児童館】 ・ピクトグラムを用いることで誰でもわかりやすいサイン計画とするとともに子供が利用する施設なので、デザインも工夫した。 しゅん工1件 【梅丘図書館】 ・UD 検討会を開催し、各種団体の代表者からの意見を聞き、施工の詳細内容を決定し、誰もが使用しやすい施設整備に努めた。 ・座れる場も公園との境界で日陰となる箇所にした。	・公園と北側道路との高低差により、段差解消に工夫が必要であった。 ・サインを吹き出し形状とし、温かみがある色味とした。 ・誘導ブロックの配置や、音声誘導の内容、サインの色合いなど細かいところにも意見を反映した。	・工事段階においても課題点を抽出し、必要な改善を行っていく。 ・計画した内容を工事においても確実に実施していく。 ・本件での意見内容を今後の設計等に活かしていく。
R8 (2026) 年度			

取組みについて(庁舎建設担当課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦勞した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	・1期竣工以降、庁舎管理担当課と連携し、新庁舎を利用した方からいただいた意見を1期の一部修正や2期工事に反映し、利用者がより一層使いやすい庁舎となるよう取り組んだ。 ・音声誘導のアナウンス内容、誘導ブロックの敷設計画等を再点検し、必要な見直しを行った。	・2期工事施工中の変更可能な部分に利用者の意見を反映していくことで、1期よりも2期、2期よりも3期が、実際の利用者目線を踏まえた工事となるよう、ブラッシュアップに取り組んだ。 ・音声誘導や誘導ブロック計画の確認、見直しは、当事者でもあるUDアドバイザーに意見をいただいたものを反映した。	・2期竣工に伴い区民利用スペースの使用を開始する。関係部署と連携し、利用者からの意見を受け止め、必要に応じて修正を行い、3期工事へ反映していく。 ・3期工事中也、工事の進捗に合わせて動線を確認し、音声誘導や誘導ブロックの点検等を実施していく。 ・敷地内外構に設けるベンチ等は利用者が座りやすい場所に配置するよう計画していく。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	1-2 区立小中学校のユニバーサルデザイン整備推進
-----	---------------------------

所管課	施設整備課、施設営繕第一課、施設営繕第二課
取組み内容	・改築学校ではユニバーサルデザイン推進条例に基づいた整備を行い、学びやすい環境整備を進めます。また、既存学校では改修の機会を捉え、建物構造に影響のない範囲内でバリアフリー改修を行います。 ・非常時の警報装置の多機能化など、多様な利用ニーズを踏まえたトイレ整備を進めます。 ・改築学校ではマンホールトイレの整備や停電時に利用できる電源の確保、雨水などをトイレの排水に利用できるようにするなど、避難所としての活用を視野に入れた整備を進めます。また、既存学校では避難所となる体育館や教室などに段差なく移動できるよう、改修の機会を捉え対策を講じます。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
ユニバーサルデザイン推進条例に基づいた整備推進	実施設計 1件 しゅん工 1件	実施設計 1件 しゅん工 0件	実施設計 2件 しゅん工 0件	実施設計 3件 しゅん工 0件
多様な利用者に配慮した整備推進				
災害時利用を想定した整備推進				

取組みについて(施設整備課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦勞した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【駒沢中学校】 ジェンダーレス対応のため、男女別々のトイレを男女共用トイレ2室として改修した。 【瀬田中学校】 段差のある昇降口と廊下を車いす、台車の移動をスムーズにするため、段差を解消した。	【駒沢中学校】 既存の男女のトイレを隔てる壁(コンクリート)の解体ができないため、2つの共用トイレとし、片方のトイレは車いす対応に改修した。サイン計画はジェンダーレスに対応するように検討し、トランスジェンダーの更衣場所も兼用できるようにフィッティングボードを新設した。 【瀬田中学校】 既設の下足入れの使い勝手を損なわないように設えを検討した。	引き続き、改修の時期を捉え、建物構造に影響のない範囲内で、ユニバーサルデザインに配慮した改修を行う。
R8 (2026) 年度			

取組みについて(施設営繕第一課・施設営繕第二課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	実施設計1件 【奥沢中学校】 ・色覚に配慮した表示・案内とするとともにピクトグラムを用いて誰でもわかるサイン計画とした。 ・マンホールトイレの設置等、避難所活用を視野に入れた計画とした。 しゅん工1件 【瀬田小学校】 ・通路幅の確保の他、既存改修棟と改築棟の接続部は段差が無い形状とした。 ・男女トイレの配置計画に配慮した。 ・マンホールトイレの設置等、避難所活用を視野に入れた計画とした。	【奥沢中学校】 ・一部の部屋のピクトグラムを中学の美術部からの提案を採用した。 【瀬田小学校】 ・既存改修棟と改築棟は建物のレベル差があったが、スロープにより段差を解消した。 ・男女トイレが誰でも入りやすいように男子トイレと女子トイレの中間に配置した。	【奥沢中学校】 ・ユニバーサルデザインに配慮した計画を確実に整備していく。 【瀬田小学校】 ・一年点検等の際に利用者からユニバーサルデザインに関する意見聴取し、次回以降の設計に活かす。
R8 (2026) 年度			

取組み	1-3 既存区立施設のバリアフリー改修推進
-----	-----------------------

所管課	施設営繕第一課、施設営繕第二課、住宅課、区立施設所管課
取組み内容	(区立施設の改修) ・改修の機会を捉え、建物構造への影響や廊下等の移動に必要な通路幅の確保などを踏まえてバリアフリー改修を行い、区民利用サービスの向上を目指します。 ・車椅子利用者用トイレの整備とともに、施設の用途や規模にあわせ、性別を問わないトイレや非常時の警報装置の多機能化などの多様な利用ニーズを踏まえたトイレ整備を進めます。 ・道路に面して公共空間がある場合には、だれもが気軽に座れる場の確保に努めます。 ・区営住宅では高齢者等に配慮した住戸のバリアフリー改修による整備を順次行います。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
ユニバーサルデザイン推進条例に基づいた整備推進	(調整)	2件	1件	(調整)
災害時利用を想定した整備推進	1件	1件	1件	1件

取組みについて(施設営繕第一課・施設営繕第二課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	【小泉公園トイレ】 公園トイレの建て替えに 伴いバリアフリースイートを 整備した。		
◎ R8 (2026) 年度			

取組みについて(住宅課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦勞した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	高齢者などに配慮した住戸のバリアフリー化改修による整備を行った。		
◎ R8 (2026) 年度			

施策2

ユニバーサルデザインによる道路環境の整備推進

取組み方針1 ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり

施策の 目標	だれもが安全安心して移動できる道路整備を進めます。
施策の 基本的な 考え方	道路整備では、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが安全で安心して移動できる空間として、多様な人々の利用に配慮した整備を推進します。 また、高齢者や障害者等の通行に支障となる支障物を取り除き、歩行者空間が連続的に確保されることを目指します。 (1)歩行者空間の整備 歩行者空間の整備・維持管理により、だれもが安全で安心して移動できる環境づくりを進めます。 (2)歩行者空間の支障物除却・撤去 通行の妨げとなっている不法占用物や放置自転車等を取り除くとともに、自転車利用者の交通安全ルール遵守やマナー向上の取組みを推進し、安全で安心な歩行者空間の確保を目指します。 (3)座れる場づくりの推進 高齢者や障害者、妊産婦、子どもを抱えた方等、より多くの方が外出時にひと休みできるよう、「座れる場づくりガイドライン」や「世田谷区路上ベンチ等設置指針」に基づき、ベンチ等の座れる場づくりを進めます。
取組み	2-1 歩行者空間のユニバーサルデザイン整備推進
	2-2 道路の不法占用物件除却の推進
	2-3 放置自転車対策等の推進

取組み	2-1 歩行者空間のユニバーサルデザイン整備推進
-----	--------------------------

所管課	土木計画調整課
取組み内容	・舗装の維持管理を行うとともに、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、段差の解消等を行います。 ・無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路等では電柱を取り除く無電柱化整備を進め、ベビーカーや車椅子利用者も移動しやすい歩行者空間を確保します。 ・都市計画道路の整備等に伴い、路上ベンチなど座れる場の設置を推進します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
歩道空間の整備	0.4 万㎡	0.7 万㎡ (目標)	0.7 万㎡ (目標)	0.7 万㎡ (目標)
無電柱化の整備	緊急輸送道路の無電柱化着手率 29%(目標)			次期無電柱 化計画に基 づき設定
座れる場づくりの推進	実施	継続	継続	継続

取組みについて(土木計画調整課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【歩道空間の整備】 ・設置可能な4踏切の前後に誘導ブロックを設置した。 ・安全で安心して移動できる歩行者空間を確保するため、駒沢公園通りなど4路線、延長約700mの歩道改良工事を行った。 【無電柱化の整備】 ・世田谷区役所通り及び鞍橋通りにおいて、継続工事として無電柱化整備を実施した。 【座れる場づくりの推進】 ・設置可能な歩道部と祖師ヶ谷大蔵駅前のバス停の合計2か所にベンチを設置した。	・区内すべての踏切を対象に現地調査を実施し、設置可能性を検証した。特に、踏切内の構造との干渉や安全性の検討に時間を要した。 ・歩道改良では、段差解消や勾配調整を行うなど、現場条件に応じた工夫を重ねた。 ・鞍橋通りの無電柱化整備において、各企業間調整により工事期間の短縮を実現した。 ・歩道の有効幅員と安全性を考慮し、適切な場所を選定したうえで路上ベンチの設置に努めた。	・踏切での誘導ブロック設置・歩道改良の成果を踏まえ、今後も利用状況の検証や地域の声を反映しながら改善を継続する。 ・すべての人が安全で安心して移動できる歩行空間の実現に向け、区道におけるバリア解消やユニバーサルデザイン整備をさらに推進する。 ・無電柱化の早期実現を目指し、作業の効率化に取り組む。 ・周辺環境や歩行者動線を考慮し、より利用しやすい位置へのベンチ配置を進める。
R8 (2026) 年度			

取組み	2-2 道路の不法占用物件除却の推進
-----	--------------------

所管課	土木計画調整課
取組み内容	・道路に無許可で置かれている看板やのぼり旗、はみだし商品等、道路を不正に使用している物件を除却することで、安全に通行できる空間の確保を進めます。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
不法占用物件の除却	実施	継続	継続	継続

取組みについて(土木計画調整課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦勞した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	(1) 道路上へ突き出している看板等について、委託の測量結果を根拠として、世田谷地域の再訪問・再架電による改善確認及び、改善指導書類発送を実施した。 (2) 三軒茶屋駅(4回)・下北沢駅(2回)・下高井戸駅周辺において、商業課・警察等と 合同パトロールを実施し、道路の適正利用について理解を求めた。 (3)区のおしらせに道路の適正使用を促す記事を掲載し、区民に周知した。また、同内容のチラシ を作成して商店街に配布し、「せたがやエコノミックス」という産業連携交流推進課の発行する小冊子にも掲載し、はみ出し商品の防止を図った		
R8 (2026) 年度			

取組み	2-3 放置自転車対策等の推進
-----	-----------------

所管課	交通安全自転車課
取組み内容	・放置自転車等を撤去し、国・東京都と連携して安全に通行できる空間の確保を進めます。 ・自転車等の交通安全教室や講習の開催、広報媒体の活用等により、交通安全の啓発を進め交通マナーの向上を図ります。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
放置自転車等の撤去	実施	継続	継続	継続
自転車等安全利用の推進	実施	継続	継続	継続

取組みについて(交通安全自転車課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	・年間 359 日、1 日を 4 つに分け 36 駅周辺の放置禁止区域での撤去活動。 ・放置の多い主要駅へ誘導員を配置し、駐輪場の案内、放置禁止札の貼付により啓発。 ・警察と連携し交差点等でのキャンペーンの実施 ・20～40 代の保護者を中心に自転車教室を実施 ・電動キックボードや自転車歩道走行ルールなど広報で周知		
◎ R8 (2026) 年度			

施策3

ユニバーサルデザインによる公園緑地等の整備推進

取組み方針1 ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり

施策の 目標	だれもが利用しやすく、楽しめる公園緑地等の整備を進めます。
施策の 基本的な 考え方	公園緑地等の整備に際し、地域の特性やニーズを踏まえて、だれもが利用しやすく楽しめるよう、ユニバーサルデザインによる魅力あふれる公園づくりを進めます。 (1)多様な利用者に配慮した公園づくり 障害の有無や年齢にかかわらず、だれもが使いやすく、安全安心に配慮した公園施設の整備を行います。 公園の立地、規模、種別に応じた防災面の機能強化を図り、都市の防災性を向上させます。 (2)区民等との協働による公園づくり 公園整備の計画段階から、多様な主体との連携により計画づくりを進めるとともに、完成後の管理運営にも地域住民が参加する公園づくりを行います。 (3)サイン計画 情報のユニバーサルデザインガイドラインを参考に、多言語を基本としたわかりやすい園内サインの設置を進めます。 (4)座れる場づくり 公園や緑地での休息や、緑道でのひと休みができるよう、座れる場づくりを進めます。
取組み	3-1 公園緑地等のユニバーサルデザイン整備推進

取組み	3-1 公園緑地等のユニバーサルデザイン整備推進
-----	--------------------------

所管課	公園緑地課、公園整備利活用推進課
取組み内容	・園路、広場、遊具、トイレ、ベンチなどの公園施設について、ユニバーサルデザイン推進条例の施設整備マニュアルに基づいた整備を進めます。 ・ワークショップ、利用者ヒアリング、戸別配布アンケートなどによる意見聴取のほか、公園予定地での区民主体による試験的な活動など、多様な手法を活用して、区民等との協働による公園づくりに取り組みます。 ・公園・緑地や緑道のベンチ配置計画において、状況に応じた適切な基数や配置を検討し、近隣住宅への影響にも配慮した、座れる場づくりを進めます。 ・広域避難場所指定の大規模公園などの整備時には、災害時の利用を想定し、だれもが利用しやすい公園施設を整備します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
ユニバーサルデザイン推進条例に基づいた整備推進	・公園新設 1.12ha ・大規模公園改修 6か所 ・緑道再生 1,020m ・特色ある公園 ・身近な広場の再生 9箇所			次期みどりの基本計画に基づく目標値
多様な利用者に配慮した整備推進				
座れる場づくりの推進				

取組みについて(公園緑地課・公園整備利活用推進課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	(仮称)北烏山七丁目緑地の基本計画の検討にあたり、誰もが緑地を楽しむことができるよう、視覚や聴覚に障害をお持ちの方、車いす利用者の方など多様な立場の方から、緑地の将来像や配慮が必要なこと、運営方法などについて現地で実際に歩き、ご意見を伺う意見交換会を実施した。	立体コピーを使用し、視覚障害の方にも計画している園路動線を確認いただけるよう工夫した。また、現地で行うことで、土の面を歩いたり、樹木を触ったり、虫の声を聞いたりするなど、五感を感じることを意識した。また、夏季の開催のため、現地にテントを張るなど、熱中症対策には十分留意して実施した。	ご意見を踏まえ基本計画作成を進めた。今後は設計の具体化へ進めていくため、引き続きご意見を伺う機会を設けていく。
	公園等の新設・改修を行い、適宜ベンチなどを設置した。また、2か所の公園拡張区域について、住民参加による検討会を行った。	区民参加によるワークショップ形式の公園づくり検討会を開催し、多様な意見を取り入れながら、計画づくりを進めることができた。また、公園等は住宅に接した箇所が多く、ベンチの設置に対して理解を得られないことは多いが、区民との対話を重ね、設置位置の変更や、一人掛けのスツールへの置き換えで対応するなど、適宜柔軟な対応を行った。	公園等の整備にあたっては、引き続き区民参加型を採用して計画づくりを推進していく。整備の段階においても、ベンチ等の設置を含めて必要性を丁寧に説明し、周囲の理解を得ながら整備していく。
◎ R8 (2026) 年度			

施策4

ユニバーサルデザインによる交通移動サービスの充実

取組み方針1 ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり

施策の目標	だれもが安全で安心して快適に移動できる交通移動サービスの充実を図ります。
施策の基本的な考え方	ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、だれもが目的に合った移動サービスを選択でき、安全で安心して快適に移動できる交通体系や交通サービスの確立に向けた取組みを進めます。 (1)公共交通施設・車両 鉄道駅へのホームドア(可動式ホーム柵)の整備や、バリアフリー経路の確保、エレベーターの整備を促進します。 バス停等へのベンチ設置や、上屋(屋根)の整備を促進します。 ユニバーサルデザインによる鉄道、路線バス、タクシーの車両の導入を促進します。 (2)職員・乗務員の接遇 地域公共交通の担い手である駅係員、バス乗務員等について、接遇の向上を促します。 (3)公共交通不便地域対策 区民、事業者、区が協働し、公共交通不便地域対策を推進することで、安全で安心して快適に移動できる環境を整備します。 (4)福祉移動サービス 障害者や高齢者が安心して社会参加できるよう、多様な移動手段や移動支援サービスを提供し、外出の選択肢の充実化を図ります。
取組み	4-1 公共交通施設・車両のバリアフリー整備の促進 4-2 公共交通不便地域対策の推進 4-3 福祉移動サービスの周知

取組み	4-1 公共交通施設・車両のバリアフリー整備の促進
-----	---------------------------

所管課	交通政策課
取組み内容	・鉄道駅においては、ホーム上から線路への転落事故や接触事故等を防止するためのホームドア(可動式ホーム柵)の整備や、駅舎の改修等を契機としたバリアフリー経路の確保、エレベーターの整備を促進します。 ・歩道空間や周辺環境に配慮したバス停等へのベンチ設置を進めるとともに、バス事業者に対する補助金の交付等により、上屋の整備を促進します。 ・タクシーやバス乗務員、駅係員等の接遇向上のための取組みを促進します。 ・ユニバーサルデザインタクシーやノンステップバス、フリースペースのある鉄道車両などのバリアフリー車両の導入を促進します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
ホームドア整備促進(駅数)	15駅	18駅	19 駅	20 駅
鉄道駅のエレベーター整備促進	実施	継続	継続	継続
タクシーやバス乗務員、駅係員 等の接遇向上	実施	継続	継続	継続
バリアフリー車両の導入促進	実施	継続	継続	継続

取組みについて(交通政策課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦勞した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	鉄道駅バリアフリー推進事業に係る整備補助において、令和6年度から令和7年度にかけて工事が行われた小田急電鉄小田原線の豪徳寺駅、千歳船橋駅、喜多見駅の3駅、計6列のホームドア整備に対し、補助金の交付を行った。	令和6年度から令和7年度にかけて行った3駅のホームドア整備補助において、世田谷区の補助金が活用され整備されていることを区民や鉄道駅の利用者に分かるよう、ホームドアの筐体に補助を行った旨のステッカーを掲示した。	引き続き、鉄道駅バリアフリー推進事業(ホームドア・エレベーター整備等)に取り組み、ホーム上から線路への転落事故や接触事故等の防止を進め、駅舎の改修等を契機としたバリアフリー経路の確保、エレベーターの整備を促進します。
R8 (2026) 年度			

取組み	4-2 公共交通不便地域対策の推進
-----	-------------------

所管課	交通政策課
取組み内容	・地域の状況を踏まえたコミュニティ交通の導入について、取組みを進めます。 ・新たな交通サービスについて、技術開発などの状況を踏まえ、活用や支援を必要に応じて検討します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
新たなコミュニティ交通の導入	ガイドラインとなる手引き・重点検討地域確定	実証・導入	継続	継続
新たなコミュニティ交通の運行(砦・大蔵地区)	実証運行	本格運行	継続	継続
新たなモビリティサービスの活用検討	検討・導入	継続	継続	継続

取組みについて(交通政策課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【新たなコミュニティ交通の導入】 重点検討地域として10地域を設定し、砧モデル地区を除くその他の地域における新たなコミュニティ交通導入の手順を示した「世田谷区コミュニティ交通導入ガイドライン」を、令和7年6月に策定した。本ガイドラインに基づき、地域特性や移動ニーズを踏まえ、新たなモビリティサービスを含むコミュニティ交通の導入検討を進めている。 【新たなコミュニティ交通の運行(砧・大蔵地区)】 利用者を対象にアンケート調査を実施し、運行内容の改善に取り組んだ。10月以降は運行日を週3日から週5日に拡充し、利用機会の増加を図ることで、利用者の利便性向上に努めた。さらに、来年度からの本格運行に向け、UD対応車両導入の調整を進めた。 【新たなモビリティサービスの活用検討】 重点検討地域において、デマンド型交通やグリスロ等の新たなモビリティサービスの活用可能性について検討を進めた。	重点検討地域においては、地形や道路幅等の条件が地域ごとに大きく異なることから、各地域の特性を的確に把握することに苦慮した。現在は、4地区(三宿、桜上水・赤堤、東玉川・奥沢、喜多見)で地域協議会が立ち上がり、地域と区が協働して取り組むため、適切な連絡調整を行いながら議論を進めている。また、地域特性に応じたモビリティサービス(デマンド型交通、グリーンスローモビリティ等)の導入可能性についても併せて検討を進めている。 砧・大蔵地区予約制乗合ワゴンについては、10月から週3日運行から週5日運行へと拡充したところ、従来運行していなかった火曜日・木曜日の利用者数を懸念していたものの、他の曜日と同程度の利用が見られた。これは、SNSや掲示板、広報紙の町内回覧等を活用した幅広い周知活動が奏功したものであり、情報発信の効果が確認できた。	砧モデル地区を除く重点検討地域においては、引続き「世田谷区コミュニティ交通導入ガイドライン」に基づき、地域特性に応じたコミュニティ交通の導入および検討を進めていく。 予約制乗合ワゴンについては、来年度から本格運行への移行を予定しており、ユニバーサルデザイン対応車両への切り替え、ふるさと納税による寄附募集の開始、せたがやPayによる支払い方法の導入を進める。これらの取組みを浸透させるため、引続き周知活動に力を入れ、新規利用者の拡大、協賛や寄附の獲得に努める。 また、既存のバス路線の維持も喫緊の課題であることから、公共交通不便地域対策とあわせて、既存路線バスの維持確保に向けた支援にも取り組んでいく。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	4－3 福祉移動サービスの周知
-----	-----------------

所管課	障害者地域生活課
取組み内容	・介護タクシーの配車や福祉移動サービスの相談を行う事業者の周知を行い、障害や高齢により、外出が困難な人への移動サービスの充実につなげます。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
福祉移動サービスの周知	実施	継続	継続	継続

取組みについて(障害者地域生活課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	・福祉有償運送を実施する法人に対して補助や助言などの支援をし、移送サービスに関する課題を整理した。 ・令和6年度3月末で、福祉移動サービスの相談を行う事業者に登録している介護タクシー事業者は142事業者、258台が稼働している。配車件数は令和6年度で3,669件である。 ・安全運転技術や接遇、介護技術の向上のための研修を実施した。 ・引き続きあんしんすこやかセンター職員への事業周知、ケアマネージャー、相談職員への周知を行い利用拡大に努める。		
◎ R8 (2026) 年度			

施策5

民間施設へのユニバーサルデザイン整備支援

取組み方針1 ユニバーサルデザインでだれもが利用できるまちづくり

施策の 目標	小規模店舗等のユニバーサルデザイン改修の促進と、多様な利用者に配慮したサービス提供を促進します。
施策の 基本的な 考え方	暮らしに欠かせない日常の買物をする身近な地域の店舗等を、多様な人に配慮して整備することは重要であり、既存の店舗等のユニバーサルデザイン改修を促します。 区民の生活の場である商店や事業所において、多様な人を受け入れる環境の向上を図ることで、だれもが外出しやすい環境を整える取組みを推進します。 (1)既存店舗のユニバーサルデザイン改修 既存の小規模店舗等のユニバーサルデザイン改修を推進するため、ユニバーサルデザイン推進条例に基づく改修工事や手すり設置の補助を行います。 (2)合理的配慮の提供支援 身近な地域の商店等が、多様な人を受け入れるための合理的配慮の提供を推進するために、支援を行います
取組み	5-1 小規模店舗等におけるユニバーサルデザイン改修の支援 5-2 商店等における合理的配慮の提供支援

取組み	5-1 小規模店舗等におけるユニバーサルデザイン改修の支援
-----	-------------------------------

所管課	都市デザイン課
取組み内容	・「世田谷区ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金交付要綱」による補助制度を活用した、小規模店舗等のユニバーサルデザイン改修やベンチの設置を推進します。 ・補助申請事例や相談内容をもとに、整備対象を拡大する等、柔軟な運用を検討します。 ・広報や SNS を活用し、補助制度の周知を進めます。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
補助制度の周知	3回	3回	3回	3回

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	《補助実績》 ・建築物の改修工事:3件 (世田谷、北沢、烏山) ・手すりの設置:0件 ・ベンチの設置:0件 ※参考 問い合わせ26件 《R7 年度行った周知》 世田谷区ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金交付要綱に基づく補助制度(建築物の改修工事、手すりの設置、ベンチの設置)のとりまとめ、制度の周知を行った。 ・世田谷線ポスター掲示(5月) ・区のおしらせ掲載(7月1日号) ・X 配信(7月) ・FM セタがや放送(8月) ・関係所管への補助制度のチラシ配布(街づくり課、高齢福祉課) ・補助対象者・補助対象建築物関係者へのチラシ配布(商店街連合会理事会、東京建築士会、世田谷・玉川砧薬剤師会、東京都宅地建物取引業協会、若林中央商店会、二子玉川商店街振興組合) ・デジタルサイネージでの掲示	《工夫点》 周知の目的や、誰に向けた発信なのかを意識しながら周知を行った。 ・二子玉川商店街振興組合の理事に直接補助制度の概要を説明し、配布を依頼 ・若林中央商店街でのチラシ配布と、商店会のLINEでのプッシュ通知 ・高齢福祉課へのチラシ配布依頼 また、周知用のポスターやデジタルサイネージでは、興味をもってもらえるように補助金額の文を大きく目立つ色にしたり、誤解をまねかないよう対象不可の事例を記載したりするなど工夫した。 《苦労した点》 補助可能な建物で現地確認も問題なかったが、手続きが複雑であることから申請を辞退されたケースがあり、手続きの簡略化が課題点だと感じた。	・引き続き街づくり課と連携して、担当職員にとってもわかりやすい制度となるよう、意見交換を行いながら進めていく。 ・ベンチ助成については、共同住宅等の歩道状空地等にベンチの設置が可能となったことから、要綱改正し、令和7年度から集合住宅を助成対象に追加したことをふまえ、集合住宅用のベンチ助成チラシを作成し、各支所や他部署で行うセミナー等で配布し、周知を行う。 ・助成手続きが複雑で、必要資料も多いため、簡略化できる内容がないか精査する。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	5－2 商店等における合理的配慮の提供支援
-----	-----------------------

所管課	障害施策推進課
取組み内容	・合理的配慮の提供を支援するため、「段差解消用簡易スロープ」「筆談ボード」等の物品購入や、「点字メニュー」「写真付き音声コードメニュー」等の作成経費を助成します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
物品助成の件数	20件	20件	20件	20件

取組みについて(障害施策推進課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	商店等を対象として、障害者の情報アクセシビリティや移動円滑化のための物品の作成や購入の費用助成を行う事業」実施。 制度の周知にあたっては、区HP、区報のほか、区内各商店街へのパンフレットの送付、促進地区内を含む個別商店街への説明等を行った。 なお、物価高騰等の理由により、購入価格が助成限度額を上回る場合もあり、購入を断念されるケースがあるため、令和8年度より物品の購入に係る経費のための補助上限額の引き上げを行う予定。		
◎ R8 (2026) 年度			

施策 6

ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用

取組み方針2 ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用

施策の 目標	だれもが必要な情報を取得できるよう、意思疎通等の多様な手段の保障や普及啓発を進めます。
施策の 基本的な 考え方	区からの情報発信は、受け取る側が取得方法を選択して、必要な情報を利用できるように、複数の手段で行われる必要があります。区民窓口や電話対応だけではなく、発行物やホームページ、区主催のイベントにおける情報保障に取り組みます。 また、災害時における情報発信・取得については、生命の危機につながることから、だれもが理解しやすい情報提供に努めます。 (1)コミュニケーションの支援 ICT 機器等により来庁者と区職員のコミュニケーションを支援し、だれもが必要な行政・生活情報を取得できるようにします。 (2)情報が受け取りやすい配慮 多様な利用者が、希望する情報を適切に得られるよう、文字以外にも手話や音声など様々な手段を活用し、アクセシビリティに配慮した情報発信を行います。 (3)多様な情報発信の手段 デジタルツールを使う人とそうでない人とでの情報取得に格差がないよう、多様な情報発信の手段をとります
取組み	6-1 窓口でのコミュニケーションツールの活用
	6-2 利用者に配慮した情報発信
	6-3 災害に備えた情報発信

取組み	6-1 窓口でのコミュニケーションツールの活用
-----	-------------------------

所管課	文化・国際課、障害施策推進課
取組み内容	・通訳アプリケーションを導入したタブレット端末や電話通訳を総合支所のくみん窓口や出張所、学務課等に配備し、外国人住民等との円滑なコミュニケーションを図ります。[文化・国際課] ・窓口に配置した二次元コードを来庁者がスマートフォン等で読み込むことで、遠隔の手話通訳者につなぐシステムを導入し、手話を必要とする人の手続き等を支援します。[障害施策推進課]

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
タブレット端末による通訳サービス等の活用促進(多言語通訳サービスの利用件数)	2,100 件	2,150 件	2,200 件	未定
遠隔手話通訳につながる窓口数	25 箇所	43 箇所	対象窓口 拡大の検討	実施

取組みについて(文化・国際課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	通訳アプリケーションを導入したタブレット端末を全19箇所の窓口等に配置し、外国人来庁者等への多言語対応を行った。(令和7年4月～令和8年2月利用実績: 1,821 件) また、文化・国際課に配備しているタブレット端末は必要所管へ貸出しを行った。	タブレット配置所管に対し活用実態調査を行い、月々の実績数値だけでは把握できない各職場での外国人対応の実態や課題等の把握に努めた。	プロポーザル契約期間の終了に伴い、令和8年度には新事業者決定のためのプロポーザルを行う。実施にあたっては、全庁的な需要調査等を踏まえ、効果的な通訳サービスの運用について検討していく。
R8 (2026) 年度			

取組みについて(障害施策推進課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	・遠隔手話通訳につながる窓口を、新たにまちづくりセンター(全28か所)にも拡大した。	導入後スムーズに対応ができるよう、二次元コード及びタブレット台等を配備するとともに、および窓口対応職員への説明を実施した。	引き続き聴覚障害のある方の利便性向上のため、遠隔手話対応可能な窓口の拡大を検討する。また、導入済みの窓口における利用者や対応した職員の意見等を、今後の整備に活かせるように取りまとめていく。
R8 (2026) 年度			

取組み	6-2 利用者に配慮した情報発信
-----	------------------

所管課	広報広聴課、障害施策推進課
取組み内容	・区ホームページの音声読み上げ対応等について、研修等の機会を通じ、全庁に周知し、ウェブアクセシビリティ※⁶の向上に取り組みます。[広報広聴課] ・区のおしらせ「せたがや」のデージー版、CD 版、点字版の配布を引き続き行います。[広報広聴課] ・多言語に対応した、読み上げ・文字拡大機能を有するアプリ「カタログポケット」※での区のおしらせの配信を引き続き行います。[広報広聴課] ・せたがや便利帳のデージー版の配布を引き続き行います。[広報広聴課] ・区のイベントに、手話通訳者や会話の要旨をパソコンやメモ等で伝える要約筆者を派遣し、意思疎通を支援します。[障害施策推進課]

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
職員の WEB アクセシビリティ理解の促進	研修実施	継続	継続	継続
音声版・点字版「区のおしらせ」の配布	定期号・特集号の発行	継続	継続	継続
アプリ「カタログポケット」での「区のおしらせ」の配信	多言語配信	継続	継続	継続
デージー版せたがや便利帳の配布	発行	継続	継続	継続
手話通訳者・要約筆記者の派遣	適宜派遣	適宜派遣	適宜派遣	適宜派遣

※アプリ「カタログポケット」での区のおしらせの配信の取組みは、令和8年(2026年)4月1日付で同様の機能を有するアプリ「マチイロ」での配信に移行しました。

※⁶ 【ウェブアクセシビリティ】:高齢者や障害者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があったり、利用に不慣れな人々を含めて、だれもがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

取組みについて(広報広聴課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	【職員のウェブアクセシビリティ理解の促進】 職員のウェブアクセシビリティへの理解向上を目指し、研修では視覚障害のある方の利用方法を紹介する動画を視聴し、見出しやテキストデータを設定することなどの重要性について説明を行った。また、全庁への周知や各ページの見直し作業を実施し、対応の徹底に努めた。 【音声版・点字版「区のおしらせ」の配布】 区のおしらせの音声版(デージー・CD)・点字版を作成し、希望いただいている方へ毎号送付した。次年度も引き続き実施していく。 【多言語対応アプリでの「区のおしらせ」の配信】 区のおしらせ等の区の刊行物を入手しやすい環境づくりのため、広報紙アプリについての整理・検討を進めた。令和8年(2026年)4月1日から、区のおしらせのアプリ「カタログポケット」での配信の取組みは、リニューアルしたアプリ「マチイロ」での配信に移行する。これにより、新たにやさしい日本語や、フィリピン語・ネパール語・ビルマ語(ミャンマー語)への自動翻訳、スクリーンリーダーによる自動音声読		

	み上げに対応する。また、従前からアプリ「カタログポケット」で配信を行ってきた区のおしらせ、教育広報紙「せたがやの教育」に加え、せたがや区議会だより、せたがや便利帳等も、アプリ「マチイロ」において、やさしい日本語・多言語への自動翻訳、スクリーンリーダーによる自動音声読み上げに対応した配信を開始し、配信コンテンツを増強していく。 【デージー版せたがや便利帳の配布】 希望者への送付や区立図書館・区政情報センターでの利用に供するため、せたがや便利帳のデージー版を作成した。次年度も引き続き実施していく。		
◎ R8 (2026) 年度			

取組みについて(障害施策推進課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	・区のイベントに際し手話通訳の派遣を約150件実施した。手話通訳実施に要する費用の確保について引き続き周知を行う。 ・手話通訳者や要約筆記者の派遣、音声コードの印刷等、障害のある方に対するコミュニケーション支援事業の活用について、全庁に年2回周知を行った。引き続き周知を行う。		
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	6-3 災害に備えた情報発信
-----	----------------

所管課	災害対策課
取組み内容	・テレビのデータ放送、災害・防犯情報メール配信サービス、防災ポータルサイト等といった多様な媒体を用い、災害時の情報発信を行います。 ・日本語を母語としない人にも伝わるよう、多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
災害時の情報伝達の仕組みの充実	実施	継続	継続	継続
「災害時区民行動マニュアル」 (マップ版)多言語版の配布	実施	継続	継続	継続

取組みについて(災害対策課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	【災害時の情報伝達の仕組みの充実】 【「災害時区民行動マニュアル」(マップ版)多言語版の配布】 ・区役所、総合支所、出張所及びまちづくりセンターの各窓口にて配布した。次年度も引き続き配布する。		
R8 (2026) 年度			

施策7

ユニバーサルデザイン情報の蓄積・活用

取組み方針2 ユニバーサルデザインによる情報の発信と取得、利用

施策の 目標	だれもが活用できるトイレ・ベンチ情報や UD 情報の収集、公開を進めます。
施策の 基本的な 考え方	だれもが快適に外出できるよう、気軽に利用できるバリアフリートイレ情報の集約・公開をするとともに、公共施設の外構や道路、公園等に設置されているベンチ等設置情報の公開に取り組みます。 施設整備によるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、推進計画(第2期)までの整備事例を蓄積し、推進計画(第3期)で反映や改善をすることで施設整備のスパイラルアップを図ります。 (1)トイレとベンチ等の情報 区内に整備されたトイレとベンチ等の情報を蓄積・公開し、だれもがその情報を活用できるようにします。 (2)ユニバーサルデザインの整備事例の紹介 ユニバーサルデザインの視点による工夫をした整備事例や事業の事例を紹介し、すべての人にとって利用しやすい生活環境の整備を推進します。 (3)ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行 だれもがまちを快適に利用するための工夫や配慮を、自分自身の暮らしに取り入れ実践していくヒントとなる啓発冊子等を発行・活用し、ユニバーサルデザインのまちづくりの必要性や心のバリアフリーの普及啓発を促進します。 (4)住宅のユニバーサルデザイン情報冊子の発行 ユニバーサルデザインの家づくりの工夫や情報をまとめた冊子を発行・活用し、だれもが住み慣れた住まいに暮らし続けられるよう住宅の生活環境の質の向上を図ります。 (5)情報や座れる場などのガイドラインの周知 公共施設等の整備にあたって、施設整備マニュアルを補完する参考資料として考え方や事例をまとめた「情報のユニバーサルデザインガイドライン」や「座れる場づくりガイドライン」の周知を行います
取組み	7-1 トイレ・ベンチ等情報の公開・更新
	7-2 ユニバーサルデザイン整備事例の蓄積・公開
	7-3 ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行
	7-4 住宅のユニバーサルデザイン情報冊子の発行
	7-5 ユニバーサルデザインガイドラインの周知

取組み	7-1 トイレ・ベンチ等情報の公開・更新
-----	----------------------

所管課	都市デザイン課
取組み内容	(トイレ) ・区ホームページや地図情報にトイレ情報を公開するとともに、トイレ内のバリアフリー整備に関する情報を掲載します。 (座れる場の整備) ・ベンチ等の地図情報公開に向けて取り組みます。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
トイレ・ベンチ等情報の公開・更新	調査・ホームページ更新	調査・ホームページ更新	調査・ホームページ更新	調査・ホームページ更新
ベンチ等の地図情報公開	地図情報公開に向けた調査実施	せたがや iMap 情報の更新、GIS データ公開	地図情報継続公開・更新	地図情報継続公開・更新

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【トイレ・ベンチ等情報の公開・更新】 区内のバリアフリートイレについて、関連部署や民間企業協力のもと調査を実施し、地図情報とHP掲載内容を更新した。 【ベンチ等の地図情報公開】 ベンチ等の座れる場の地図情報公開に向け調査を実施した。関連部署と連携し、ベンチ設置状況の調査結果を取りまとめた。	せたがや iMap の更新や民間施設(各種コンビニエンスストア・トヨタモビリティ東京)の調査に伴い、施設所管部署に加え、DX 推進担当課や官民連携・行政手法改革担当課、民間企業の担当者様とも連携しながら作業を進めた。 区のおしらせ11月1日号にて、バリアフリートイレ・ベンチ情報をホームページで公開していることを周知した。 ベンチ台帳の作成や調査にあたり、関連部署と管理状況や整備の考え方等の情報共有を図った。	せたがや iMap 内のバリアフリートイレ情報の更新にあたり、一つの建物内に複数の施設が存在する場合の表示方法について検討が必要。また、東京都も同様の調査を行っている関係で、関係部署に複数回調査を依頼しているため、調査の時期や内容を東京都と合わせる等も検討していく。 ベンチ等の座れる場の情報を、地図上で全体像が把握できるように、せたがや iMap での公開に取り組む。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	7-2 ユニバーサルデザイン整備事例の蓄積・公開
-----	--------------------------

所管課	都市デザイン課
取組み内容	・ユニバーサルデザインの視点で施設整備した事例を「収集」「蓄積(データベース化)」し、だれもが情報を活用できるように公開します。 ・新築の施設だけでなく既存改修等、様々な事例を、区のホームページで公開します。 ・ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出や事前相談等で活用します。 ・今後の事業や整備のスパイラルアップに活かすために、区民、事業者、区職員に向けて積極的な情報提供を行います。 ・図書館等で生活環境の整備に役立つ図書や資料をまとめて展示し、ユニバーサルデザインの情報を発信していきます。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
UD 整備事例の蓄積・公開・活用	実施	継続	継続	継続
図書館での展示	3回	3回	3回	3回

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	・区立施設(保健医療福祉総合プラザ)のユニバーサルデザインをまとめた整備事例集を作成した。 ・UDに関連する本やUD普及啓発冊子を、中央図書館内の展示本コーナーに1か月間展示した(年度内で3回実施)。また、デジタルサイネージやXの配信、区立図書館ホームページ等を活用し展示の周知を図った。	・整備事例集では、昨年度の教育総合センターで取り上げなかったUDの整備箇所や整備方法を新たにに取り上げまとめた。 ・図書館展示では、今年度からXでの配信や区立図書館ホームページ内の展示紹介ページに掲載していただくことで、周知の強化を図った。また、テーマ本展示やUDに対する興味関心を把握するために、中央図書館の担当者に協力いただき、展示本の貸出記録と普及啓発冊子の配布数の記録をとった。	・整備事例集については、引き続き事例を増やすとともに、ホームページに掲載することで区民・事業者に向けて周知を図る。 ・図書館展示では、展示レイアウトの見直しや、展示場所の拡充を検討していく。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	7-3 ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行
-----	-------------------------

所管課	都市デザイン課
取組み内容	・多様な人が快適に利用するために工夫された施設や設備のユニバーサルデザインに繋がる幅広い情報を、冊子等でテーマ毎にわかりやすく編集して発信し、様々なシーンで活用します。 ・SNS による情報発信を継続します。 ・関連イベントでの配布や、出張講座等での副読本として利用を想定した冊子とします。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
ユニバーサルデザイン普及啓 発冊子等の作成・発行	最新事例等取材、見学 世田谷 UD スタイル冊子編集・発行 啓発冊子見直し検討			

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【世田谷 UD スタイル第12号の編集】 ・今年度の冊子のテーマは「聞こえない友達とみんなで遊ぼう！一緒に楽しむコミュニケーション」とし、ワークショップ(取組み 8-2)の内容を冊子にまとめた。 【世田谷 UD スタイル第12号の発行、配布】 ・8,000部を印刷し、令和8年3月に発行した。 ・区立施設(出張所、図書館、小中学校)、民間施設(区内大学、社会福祉協議会)などに配布した。 ・区のお知らせ、HP、X、Facebook、本庁舎のデジタルサイネージ、駅のスタンドで周知した。 【過年度分の配布】 ・UD スタイルの一面を抜粋して X で配信した。	【世田谷 UD スタイル第12号の編集】 ・より良い冊子とするため、編集会議を実施し、区民参加者4名から意見をいただいた。 ・イラストや写真を多く入れることで、視覚的に分かりやすくした。 【世田谷 UD スタイル第12号の発行、配布】 ・UD スタイル専用のHPを作成した。各号の表紙とテーマを一覧で表示することで、気になる号を見つけやすくした。 【過年度分の配布】 ・UD スタイルの見開き1ページの画像を X で配信することで、UDに興味関心を持ってもらえるようにした。	【世田谷 UD スタイル第13号の編集】 ・ワークショップの開催と冊子の発行をセットで進めることで連続性のある事業展開をしていくことを今後も継続していけるよう方法を検討する。 ・アンケートの意見等も取り入れながら、掲載内容の検討を続ける。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	7-4 住宅のユニバーサルデザイン情報冊子の発行
-----	--------------------------

所管課	都市デザイン課、居住支援課、高齢福祉課、障害施策推進課
取組み内容	・快適に暮らせる家づくりのヒントや改修事例の紹介、改修支援情報などをわかりやすく編集して発信し、高齢者・障害者の住宅の UD 化を支援します。 ・住宅イベント等の様々なシーンで活用し、高齢者・障害者の住宅改修助成事業を周知していきます。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
UD の家づくりに関する普及啓発冊子の改訂・発行	改訂	発行	配布先拡大の検討	配布先拡大の検討

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【冊子「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」】 ・既存ページに加えて、住宅改修のページを追加し、再編集したものを『総合版(新築+改修)』として新たに作成した。 ・2,000部を印刷し、令和8年4月に発行する。	【冊子「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」】 ・住宅改修のページでは、実際の改修事例の写真を掲載することで、改修後のイメージを具体的にした。 ・世田谷区で行っている「住宅改修の助成制度」を合わせて掲載することで、暮らしやすい家づくりにできるよう誘導した。	【冊子「いつまでも快適に暮らせる家づくりのヒント」】 ・関係団体とのネットワークを大事にして、継続的に配布を依頼していく。 ・住宅イベント等の様々なシーンで活用できるように、配布場所や周知方法を検討する。
R8 (2026) 年度			

取組み	7-5 ユニバーサルデザインガイドラインの周知
-----	-------------------------

所管課	都市デザイン課
取組み内容	・「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を区民等に広く周知し、だれにとってもわかりやすいデザインとその考え方の普及を図ります。 ・「座れる場づくりガイドライン」を周知し、ひと休みできるベンチ等の整備を推進します。 ・ガイドラインの周知は、職員研修での活用や窓口での配布、ホームページへの公開など、多様な方法で行います。 ・各ガイドラインは必要に応じて見直し、改訂します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
ガイドラインの周知・見直し検討	周知	周知	見直し検討	周知

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	【ガイドラインの周知・見直し検討】 「情報のユニバーサルデザインガイドライン」を区民等へ周知するため、継続して区のホームページへ掲載するとともに、UD推進条例の届出の相談などの際に事業者等へ案内をした。また、庁内へ周知するため、職員UD研修にて全受講生にガイドラインを配布し、職場内で活用してもらうよう促した。 「座れる場づくりガイドライン」を用いてベンチ設置に関する考え方を引き続き事業所管課に共有した。また、職員UD研修にて全受講生にガイドラインを配布した。 来年度は、令和9年度の見直し検討に向けて情報収集に努める。		
◎ R8 (2026) 年度			

取組み方針3 参加と協働でユニバーサルデザインのまちづくり

施策の 目標	子どもから大人まで途切れることなく「心のバリアフリー」の理解を深めます。
施策の 基本的な 考え方	だれもが参加・交流できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたイベントや学習の場を設け、気づきや相互理解につながるよう取り組みます。 また、イベント等をきっかけに、区民が身近な生活の中で、自らユニバーサルデザインの視点と心でできることを見つけられるよう、内容の工夫に取り組みます。 (1)ユニバーサルデザインの啓発、教育 児童・生徒・学生をはじめ、地域で暮らす多様な人が参加する場で、ユニバーサルデザインの考え方、取組みの事例等を紹介するイベントや講座を開催し、様々な世代へのユニバーサルデザインの啓発、教育を進めます。 (2)ユニバーサルデザインに関するイベントの開催 だれもがユニバーサルデザインのまちづくりを自らの問題として捉えられるよう、ワークショップ等を開催し、ユニバーサルデザインの普及啓発・理解 促進を図ります。 (3)ユニバーサルスポーツの普及推進 だれもがスポーツに親しみ、楽しめるイベントを開催し、参加者同士の交流 促進を図るとともに、障害の有無や年齢にかかわらず参加できるユニバーサルスポーツを推進し、情報発信の充実にも取り組みます。また、スポーツ関係団体や学校等、様々な主体が連携、協働し、だれもが楽しめるスポーツの場を創出します。 (4)地区の防災力の向上 地区の課題を検証し、地域コミュニティによる防災活動の核となる地区防災計画の充実が図れるよう支援します。 また、地域コミュニティのつながりや関係性を深めることで、共助の力による避難行動要支援者(災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等)への支援の強化につなげるとともに、地域住民による震災時の避難所の運営の支援を強化します。 (5)認知症の人にやさしい地域づくりの推進 認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくうえで、生活のあらゆる場面での障壁(認知症バリア)となるものの解消に向けて、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の理念も踏まえた講座の開催や周知・啓発を行い、だれもが暮らしやすい社会を目指します

取組み	8-1 出張講座の実施
	8-2 ユニバーサルデザインを学ぶイベントの開催
	8-3 ユニバーサルスポーツの推進
	8-4 防災塾の実施
	8-5 外国人向け防災教室の実施
	8-6 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

取組み	8-1 出張講座の実施
-----	-------------

所管課	都市デザイン課
取組み内容	・ユニバーサルデザインの考え方、まちづくりの理解を図るため、小学校へ出張講座を行います。 ・小学校等へ出張講座は、他の所管課と連携するとともに、区民の協力者(UDサポーター等)と協働して行います。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
小学校等へ出張講座受講人数	200人	200人	200人	200人

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	《講座の周知について》 ・社会福祉協議会、介護予防・地域支援課と連携し、小学校と中学校の校長会で講座の案内・周知を行った。また、高校への周知方法を検討した。 ・出張講座紹介チラシを作成し、ホームページに掲載した。 《講座について》 ・今年度は桜小学校への出張講座を実施した(参加:4年生4クラス約120名)。UDサポーター2名にご協力いただき、UDのまちづくりについて講義した。 ・昨年度に引き続き、講義前には事前学習用にUD関連のパンフレットを配布し、講義終了後に、世田谷区UD普及啓発キャラクター“せたっち”のふせんを配布し、UDに親しんでもらった。	《講座の周知について》 今年度から新たに中学校の校長会に出席し、講座の案内をしたが、申し込みがなかったため、周知方法を検討していく。また、高校への周知は、校長会等の一度に周知できる機会がないことが分かったため、庁内で高校と関係のある部署と連携をする等、周知方法の検討を引き続き行う。 《講座について》 ・当初4クラス1回の予定であったが、理解しやすくなるよう、2クラス×2回で実施した。 ・児童が講義に飽きないよう、体験型の内容を多くした。特にシャンプー・リンスボトルや牛乳パックのユニバーサルデザインについては、クイズ形式にし、児童全員に実物を見て触って体験してもらった。 ・講座開催後、児童にアンケートをとり、講座の改善点や最も興味を持った点等を把握した。	・子どもたちが楽しく学べるよう、学校の意向を聞きながら、分かりやすい講座づくりを検討していく。 ・引き続き、社会福祉協議会、介護予防・地域支援課と連携し、講座の周知等を行っていく。 ・小学校だけでなく、他の世代への普及啓発ができるよう、引き続き周知の検討を行っていく。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	8-2 ユニバーサルデザインを学ぶイベントの開催
-----	--------------------------

所管課	都市デザイン課
取組み内容	・ユニバーサルデザインの普及啓発のイベントやワークショップは、当事者を交えた区民、区内活動団体、事業者の参加・交流の場として運営します。 ・参加者がユニバーサルデザインのまちづくりに興味関心を持ち、その考え方を広げる担い手となるよう内容を工夫し、だれもが参加できるワークショップや研修を開催します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
ユニバーサルデザインを学ぶ イベントの開催	2回	2回	2回	2回

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	・UD の区民向けワークショップ(2回で1セット)を実施した。 ・「聞こえない友達とみんなであそぼう！一緒に楽しむコミュニケーション」をテーマに、聞こえない人が遊びの中で困るところを探し、みんなであそめる遊び方にするためにはどうしたらよいか、解決方法について考えた。 参加者： 【1回目】9名 【2回目】7名、遊び体験者約40名	・第1回は、「聞こえない友達と一緒に体を使う遊びを考える」をテーマに、講演とグループワークを実施した。グループワークでは、聴覚障害者も加わり、聞こえない人も一緒に楽しめる遊びにするためのルールを実際に遊んでみながらアイデアを出し合った。 ・第2回は、「みんなであそぼう～烏山UDたいけんたいスタンプラリー～」をテーマに、第1回で考えた遊びを、イベント参加者に実際に遊んでもらい、聞こえない人が遊ぶ時に困ることを知ってもらうとともに、新しい遊び方を普及した。 ・ワークショップの内容を冊子「世田谷UDスタイル第12号」(取組み7-3)にまとめ、情報発信を行った。	・より多くの区民に関心をもってもらえる企画になるよう、テーマ設定等を検討し進めていく。 ・幅広い年代に参加いただけるよう周知や申込み方法について検討を続ける。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	8-3 ユニバーサルスポーツの推進
-----	-------------------

所管課	スポーツ推進課
取組み内容	・「ボッチャ世田谷カップ」を実施します。障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者までだれもが参加でき、ボッチャを通じたパラスポーツの推進及び障害理解の促進を図ります。 ・「世田谷 de ボッチャ」を実施します。区民が継続してボッチャに取り組み交流できる場の拡充として、希望丘地域体育館を定期的に開放し、ボッチャの練習や、利用者同士の交流ができる機会を創出します。 ・日本パラ陸上競技連盟との協定を締結します。パラ陸上競技の更なる推進に向け、継続した観戦機会の提供、体験・参加の場を創出し、区民のパラスポーツへの関心向上を図ります。 ・障害のある人もない人も共に楽しめるよう、障害の程度にあわせて参加できるスポーツレクリエーション交流や、障害のある人をサポートするボランティアを配置したイベントを実施します。また、障害の有無や運動の得意・不得意などに関係なくだれもが参加しやすい多様な内容のスポーツプログラムを実施していきます。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
世田谷 de ボッチャ	40 回	40 回	40 回	40 回
パラ陸上大会の開催	パラ陸上 (知的障害、 車椅子)大 会開催	パラ陸上 (3競技以 上)大会開 催	障害の有無 にかかわら ないインク ルーズィブ陸 上大会開催	障害の有無 にかかわら ないインク ルーズィブ陸 上大会開催

取組みについて(スポーツ推進課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	【ボッチャ】 ・世田谷 de ボッチャを開催した。(約 40 回) ・ボッチャ世田谷カップを開催した。(50 チームが参加) ・より多くの世代がボッチャに親しめるよう、区立幼稚園7園へボッチャセットを配置し、パラスポーツの普及と障害理解の促進を図った。【パラ陸上大会の開催】 ・知的障害者、車いすレーサー(陸上競技用に設計された車いす)等を対象としたパラ陸上教室を開催した。(約10名が参加)		
R8 (2026) 年度			

取組み	8-4 防災塾の実施
-----	------------

所管課	災害対策課
取組み内容	・地区防災計画の検証・ブラッシュアップを図ることを目的として、配慮が必要な避難者への適切な対応など、ユニバーサルデザインの視点も踏まえながら、各地区で防災塾を実施し、地区防災計画の実効性と認知度の向上を目指します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
防災塾の実施	28回	28回	28回	28回

取組みについて(災害対策課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦勞した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	計画のとおり、各地区で防災塾を開催した(計28回)。前年度に地区防災計画が修正されたことから、R7年度は、修正された地区防災計画を踏まえた取組みとして、各地区でワークショップ、講義、まち歩き等を設定・実施した。		
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	8-5 外国人向け防災教室の実施
-----	------------------

所管課	文化・国際課、総合支所地域振興課
取組み内容	・外国人等が災害に対する基礎知識を学習できるよう、地域の日本語教室等と連携し、防災教室を実施します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
外国人向け防災教室の実施	地震発生時の行動や日常の備蓄等、災害に対する基礎知識を学ぶ講座			

取組みについて(文化・国際課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	各総合支所地域振興課 及び地域の日本語教室 と連携し、外国人向け防 災教室を行った。	起震車や消火器訓練等 の体験型の防災教室で あれば、言葉が理解でき なくても学ぶことができ るが、座学の場合は外国 人が内容を十分に理解 することは難しいと考え られる。	日本語教室との連絡会 において、外国人に向け た防災知識の普及啓発 に関する現状や課題把 握に努める。また、防災 教室実施の際には「やさ しい日本語」の活用を働 きかけ、外国人にも分か りやすい防災教室の実施 に取り組む。
R8 (2026) 年度			

取組みについて(総合支所地域振興課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	地域日本語教室等(上智大学祖師谷国際交流会館、JCA 千歳船橋、JCA 玉川)の生徒を対象に、防災教室を実施した。	防災教室を通じて、外国人に日本の災害や防災に関する知識の普及啓発を図ることができた。	外国人に対する防災知識の普及啓発を進めるため、引き続き体験型の防災訓練等への参加を促していく必要がある。やさしい日本語等を活用した、外国人向けの防災啓発物の作成について検討を行う。
R8 (2026) 年度			

取組み	8-6 認知症の人にやさしい地域づくりの推進
-----	------------------------

所管課	介護予防・地域支援課
取組み内容	・区民一人ひとりの認知症に対する正しい理解を促進するため、アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）や認知症に関する講演会を実施します。 ・認知症の人にやさしい地域づくりに関する情報や区の取組みを、区民や事業者等に周知します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
認知症への理解が深まる講座 の受講人数	3,360 人	3,540 人	次期世田谷 区認知症と ともに生き る希望計画 に基づく目 標値	次期世田谷 区認知症と ともに生き る希望計画 に基づく目 標値
認知症の人にやさしい地域づくり に関する周知	検討	実施	継続	継続

取組みについて(介護予防・地域支援課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【認知症への理解が深まる講座の開催】 認知症に対する正しい理解を促進するため講演会及びアクション講座を区内各地で実施した。 <人数> ・講演会 509名 ・アクション講座 約 3,100 名 【認知症の人にやさしい地域づくりに関する周知】 区内各地区で活動しているアクションチーム(認知症の本人を中心とした地域団体)の活動状況について、認知症在宅生活サポートセンターのホームページに掲載し、区民や事業者等への周知を開始した。	講演会は区内地域毎に各 1 回(計 5 回)実施。アクション講座は、あんしんすこやかセンターを中心に、区内各地区で約 100 回実施した。 より多くの参加者を募るため、区報やあんしんすこやかセンターでの周知に加え、認知症在宅生活サポートセンターのホームページにて開催情報の周知を行った。 地域づくりの周知については、区内全 28 地区のアクションチームの活動状況の周知を検討し、検討から実施までスムーズに取り組んだため、年次計画よりも前倒しで実施することができた。	認知症に対する正しい理解を促進するため、講演会はニーズに応じ内容等の工夫を行いながら引き続き実施予定。あんしんすこやかセンターの協力の元、アクション講座を通じた認知症に関する情報発信を継続し、より多くの方に関心を持っていただけるように取り組む。 地域づくりの情報については、新規アクションチームの結成や活動状況の変更等があることから、定期的なホームページの更新を行い、必要な情報を分かりやすく周知できるように取り組んでいく。
R8 (2026) 年度			

施策9

ユニバーサルデザインの担い手づくり

取組み方針3 参加と協働でユニバーサルデザインのまちづくり

施策の 目標	UD の取組みを広げる担い手を育成し、UD 理解促進を図ります。
施策の 基本的な 考え方	ユニバーサルデザインの取組みに関心があり、区の事業を共に推進する区民を育成し、ユニバーサルデザインにかかわる事業や区民の活動について、専門家や利用者、様々な当事者と協働した取組みを進めます。 区職員がユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性について、様々な研修プログラム等を通じて理解を深め、それぞれの実務に活かすことを推進します。 また、小中学校においては、ユニバーサルデザインの考えを内包するインクルーシブ教育について、教職員の専門性を高めながら推進します。 (1)ユニバーサルデザインの担い手づくり UD を広げる担い手を増やし、区民と協働してユニバーサルデザインのまちづくり推進に取り組みます。 (2)防災知識を有する人材の育成と協働 過去の災害では、避難所における女性や高齢者、障害者などに対する配慮不足について、課題が多く挙げられたことから、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、子ども等の多様性を認め合う視点を防災の取組みに反映させるため、区内在住で防災に関心のある女性を対象に、せたがや女性防災コーディネーターを育成し、協働を目指します。 (3)ユニバーサルデザインの実務に即した職員研修の実施 ユニバーサルデザインの理念についての学習や福祉体験、「やさしい日本語」に関するものなど、より実務に即した研修プログラムを実施します。 (4)インクルーシブ教育を担う教職員の専門性向上 子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、多様性を尊重しながら、地域共生社会で自分らしく生きることができるよう、教職員の専門性の向上等に取り組み、すべての子どもが共に学び、共に育つことができる、ユニバーサルデザインの考えを内包したインクルーシブ教育を推進します。
取組み	9-1 ユニバーサルデザインの取組みを広げる担い手づくり
	9-2 防災に関する担い手の育成
	9-3 職員のユニバーサルデザインに関する研修の実施
	9-4 「やさしい日本語」研修等の実施
	9-5 教職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進

取組み	9-1 ユニバーサルデザインの実施を促す担い手づくり
-----	----------------------------

所管課	都市デザイン課
取組み内容	・ユニバーサルデザインのまちづくりに関心があり、区のユニバーサルデザイン推進事業などに一緒に取り組む仲間(UD サポーター)を増やします。 ・UD サポーターの活動は次に掲げるものとし、多くの参加の機会を設け、UD の普及及び啓発を積極的に担うこととします。 ① 小学校へ出張講座のアシスタント等を行います。 ② UD の普及啓発のワークショップ(まち歩き、UD 点検など)への参加や、区のアシスタント等を行います。 ③ UD 普及啓発冊子「UD スタイル」の編集協力をします。 ④ 障害当事者メンバーにおいては、建物を整備する際のサイン計画等にアドバイスをします。 ⑤ UD に関する調査等への協力や、UD 普及啓発事業等に参加します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
UD サポーターの育成と参加 機会の創出	ステップ アップ講座 実施	UD サポ ーター養成 講座実施	ステップ アップ講座 継続	UD サポ ーター養成 講座継続

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	・UDサポーター対象のスキルアップを目的とした「ステップアップ講座」を実施した。 ＜参加者＞5名 ・冊子「世田谷 UD スタイル(取組み 7-3)」をより良い冊子とするため、編集会議を実施し、意見をいただいた。 ＜参加者＞4名 ・小学校への出張講座でUD サポーターに協力いただいた。 ＜参加者＞4 年生 4 クラス合計約120名 ・UD検討会、UD点検、コード化点字ブロック実証実験体験会に参加いただき、意見をいただいた。 ＜参加者＞計6名	【ステップアップ講座】 ・UD を理解するための講義の後、グループに分かれて施設の見学を行った。 ・グループワークでは、既存の区立施設を見てまわり、だれもが気持ちよく利用できる施設にするためのアイデアを出し合った。 ・車椅子使用者、聴覚障害者がグループに加わり、実際に施設を利用する人の視点を重視して検討した。 ・施設を回りながら改善案を検討することで、具体的な気づきが得られた。	・UD サポーター養成講座を実施し、UD 事業と一緒に取り組む仲間を増やす。 ・UDサポーターの知識や経験を活用し、普及・推進に携わる一員だと実感できるようなプログラム等を検討する。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	9-2 防災に関する担い手の育成
-----	------------------

所管課	災害対策課、総合支所地域振興課
取組み内容	・養成講座を実施し、男女共同参画の視点をはじめ、多様性を認め合う視点を避難所運営に反映するため、区内在住で防災に関心のある女性を対象に、せたがや女性防災コーディネーターを育成します。 ・せたがや女性防災コーディネーターを講師とした地域住民向け研修を実施します。 ・災害時に配慮を要する人の避難を想定した、地域住民を対象とした避難所運営訓練を実施します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
せたがや女性防災コーディネーター養成講座の修了人数	20人	20人	20人	20人
地域啓発研修(HUG 訓練等)の参加人数	510人	510人	510人	510人

取組みについて(災害対策課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【せたがや女性防災コーディネーター養成講座の修了人数】 アサーティブコミュニケーションやファシリテーションスキル等をテーマに全5回の講座を実施し、第3期生として19名の女性防災コーディネーターを養成した。 【地域啓発研修(HUG訓練等)の参加人数】 HUG 訓練を計17回(小学生向け3回、中学生向け6回、地域住民向け8回)実施した。	【せたがや女性防災コーディネーター養成講座の修了人数】 養成講座の実施にあたり、日頃から地域で活動している受講者が多いことから、講座と地域の行事が重なることが多く、受講者全員が修了することができなかった。 【地域啓発研修(HUG訓練等)の参加人数】 参加者の年齢層に応じて、理解度が異なるため、HUG カード内容や枚数を事前にカスタマイズして実施した。	【せたがや女性防災コーディネーター養成講座の修了人数】 地域の行事との重複に伴う欠席者を減らすため、令和8年度は開講時期を従前の下半期ではなく、上半期へ時期を変更して開催する。 【地域啓発研修(HUG訓練等)の参加人数】 次年度も引き続き、様々な層を対象に HUG を実施できるよう取り組んでいく。
R8 (2026) 年度			

取組みについて(総合支所地域振興課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	災害時に配慮を要する 方の避難を想定し、各避難 所運営委員や訓練参 加者と課題を共有した。	災害時の要配慮者支援 に対する理解を深める とともに、災害時の避難 所運営を想定し、平常時 から検討すべき課題で あることについて認識を 共有することができた。	避難所運営訓練等を通 じて、地域の実情や課題 を共有し、災害時に配慮 を要する方への対応に ついて引き続き検討して いく必要がある。
R8 (2026) 年度			

取組み	9-3 職員のユニバーサルデザインに関する研修の実施
-----	----------------------------

所管課	都市デザイン課、研修担当課
取組み内容	・職員に対し、ユニバーサルデザインの理念研修と多様な人との意見交換や体験を組み合わせ、より実感できる研修プログラムを企画し実施します。 - また、所管課の要望を取り入れながら、研修テーマ(施設整備や住宅改修など)を検討します。 ・車椅子体験や、障害のある当事者講師のお話を直接伺う機会を設けた職員必修研修を実施します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
ユニバーサルデザインに関する 研修等の実施	3回	3回	3回	3回

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【ユニバーサルデザインに関する研修等の実施】 ・昨年度の研修受講生にアンケートを実施し、研修で学んだことを業務に活かしているかを調査した。施設の設計や維持管理について、よりUDの意識を持って取り組んでいることを確認した。 ・昨年度に引き続き、今年度もだれもが利用しやすい施設づくりというテーマで研修を実施した。研修の構成は、講義とフィールドワークとし、講師にUDの専門家を招いた。 (受講生:22名 研修会場:教育総合センター) 前半の講義では、UDの7原則を説明し、後半のフィールドワークでは4班に分かれて教育総合センターの各所をUDの視点で評価した。最後に各班の評価を全体で共有し、UDの専門家が講評した。 ・UD審議会委員、UDサポーター、区職員を対象としたUD推進条例の勉強会を実施した。条文の背景等を知ること、世田谷区のユニバーサルデザインの制度を理解する機会とした。	受講生の募集は、施設を管理する所管課と、施設を整備する所管課に対して行なった。双方が研修を通じた話し合いの中で、互いの考えを理解することで、だれもが利用しやすい施設づくりに向けたヒントが得られるようにした。 フィールドワークでは、受講生が各所をUDの視点で実際に評価することで、UDの理解が深まるようにした。 また、各班に車椅子を用意し、体験しながら評価することで「気づき、配慮することができる」きっかけとなるように工夫した。	職員へUDの考え方を広め、理解を深めるため、受講した職員のアンケートの結果などを踏まえながら研修内容を検討し、継続して研修を実施していく。

取組みについて(研修担当課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	採用1年目職員を対象とした「障害福祉体験研修」については、引き続き実施し、研修企画に関しては、委託事業者との打合せ等の機会を捉えて、アドバイスをいただきつつ、より充実したプログラムになるよう検討した。	障害福祉体験研修では、屋内・屋外(商業店舗での車椅子体験含む)での障害擬似体験を行い、障害当事者から実体験に基づく話を直接聞くことで、だれもが過ごしやすいまちづくりについて区職員として何が出来るかを検討した。また、研修後半は研修生同士の話し合いの時間を確保し、今後の職務や日常生活で、自分がどのような行動をするかまで落とし込み出来るよう工夫した。	引き続き、区職員が相手の状況や立場に応じて、適切な対応を行えるよう、採用時の必修研修として「障害福祉体験研修」や「接遇応対研修」を継続して実施していく。全職員対象の研修としては、障害施策担当部署との共催研修「障害者差別解消」等を引き続き実施していく。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	9-4 「やさしい日本語」研修等の実施
-----	---------------------

所管課	文化・国際課
取組み内容	・日本語に不慣れな外国人住民や高齢者、ことばの理解が困難な人等にもわかりやすく、日本人にも使いやすいように考案された「やさしい日本語」の認知・理解をより高め、区全体での活用を強化します。具体的には、各職場において「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。 ・日本語学習支援のボランティアを希望する人向けの講座において、テーマの1つとして「やさしい日本語」を取り扱い、区民への普及・啓発を図ります。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
職員向け「やさしい日本語」研修の実施	区の多文化共生に関する講義、「やさしい日本語」の置換え事例の紹介等			
日本語学習支援のボランティア希望者向け講座の実施	日本語学習支援ボランティアとしての心得や基礎知識に関する講義、学習支援の例の紹介等			

取組みについて(文化・国際課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
R7 (2025) 年度	・庁内の「やさしい日本語」の普及啓発・理解促進を目的として、「やさしい日本語」をテーマとした職員研修を実施した。 ・区民への「やさしい日本語」の普及啓発・理解促進を目的として、日本語学習支援ボランティア希望者向けの講座内容において、「やさしい日本語」を扱った。		
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	9-5 教職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進
-----	-----------------------------

所管課	教育指導課
取組み内容	・学校管理職を含む教職員を対象とした「インクルーシブ教育ガイドライン」に関する研修を通じて、教職員のユニバーサルデザインに対する理解を深めます。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
教職員研修の実施	実施	継続	継続	継続

取組みについて(教育指導課・支援教育課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【教職員研修の実施】 ・令和7年3月実施の「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」に関する説明会をアーカイブ動画にし、令和7年4月末までに区立幼稚園・小中学校の全教職員が視聴した。 ・UDについては、学識及び世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」による講義に、学校で行うべき取組みとして示した。	・「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」説明会の他にも、特別支援教育コーディネーター連絡会において、学校内のUDに関わる取組事例を代表者に発表してもらい、区立小中学校で共有した。	・引き続き「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」に基づき、区立幼稚園・小中学校の教職員に対し、UDに関する内容を含む研修や好事例の共有を行う。
R8 (2026) 年度			

施策10

ユニバーサルデザインの取組みの推進

施策の目標	整備基準に基づく誘導やスパイラルアップによる UD 整備の質の向上を図ります。
施策の基本的な考え方	本施策は、3の取組み方針のすべてにかかわる施策として、ユニバーサルデザインの取組みを推進します。 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(以下「世田谷区バリアフリー建築条例」という。)やユニバーサルデザイン推進条例だけではなく、国が発出するガイドラインなども参考に、各種整備基準の最新の考え方に基づいた施設整備を誘導します。 また、区立施設の整備において UD 検討会や UD 点検を実施するなど、施設整備における改善、向上等、継続的なスパイラルアップを図ります。 (1)条例や施設整備マニュアル等を踏まえた施設づくり ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出の中で、適切な整備の要請、指導を行うとともに、適宜、整備基準や施設整備マニュアルを見直し、だれもが利用しやすい施設づくりを推進します。 (2)区立施設のユニバーサルデザイン点検 だれもが利用しやすい施設とするため、区立施設の UD 点検を行い、整備の質の向上を図ります。 (3)ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣 UD 推進事業や区民の活動について、ユニバーサルデザインに関する実務経験や専門知識を有する UD アドバイザーを派遣し、ユニバーサルデザインの質の向上を図ります。
取組み	10-1 整備基準の適切な運用と見直し 10-2 ユニバーサルデザイン検討会・点検の実施 10-3 ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣

取組み	10-1 整備基準の適切な運用と見直し
-----	---------------------

所管課	都市デザイン課
取組み内容	・ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出や窓口相談等において、適切な指導、助言を行います。 ・バリアフリー法や都の条例・規則の改正に合わせ、世田谷区バリアフリー建築条例及びユニバーサルデザイン推進条例の規定の整備を行います。 ・規定の整備とあわせ「施設整備マニュアル」を見直し、必要に応じて区独自の基準を追加するなど、適宜改訂を行います。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
条例に基づく指導、助言	届出 300 件	届出 300 件	届出 300 件	届出 300 件
施設整備マニュアルの見直し、 改訂	適宜	適宜	適宜	適宜

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【条例に基づく指導、助言】 ・UD推進条例に基づく届出 423件 (新規:221件、変更:48件、完了154件) [R8.3.27時点] ・基準に適合した整備となるよう、事業者等に対し適切な指導、助言を行なった。 ・バリアフリー法や都の条例の改正に合わせ、世田谷区バリアフリー建築条例やUD推進条例を改正した。 【施設整備マニュアルの見直し、改訂】 搾乳や光警報装置の最新情報について、施設整備マニュアルの追補版を作成した。	届出前の事前相談の段階から、施設整備マニュアル等を用いて、適切な助言を行うことで、基準に適合した整備となるよう努めた。 また、条例改正する際は、事前にホームページに改正内容を公開するとともに、改正概要を記載したチラシ、張り紙を作成し、周知を図った。	引き続き事業者等に対し、適切な指導、助言を行う。 また、施設整備マニュアルは、条例改正や追補版を反映した内容となるよう、改訂する。
◎ R8 (2026) 年度			

取組み	10-2 ユニバーサルデザイン検討会・点検の実施
-----	--------------------------

所管課	都市デザイン課、庁舎管理担当課、区立施設所管課
取組み内容	・生活環境の整備の支援や、区立施設の計画段階、設計段階、施工時に UD 検討会を開催します。 ・整備が完了した区立施設について、建物の規模や用途を踏まえて、UD 点検を実施します。 ・UD 検討会及び UD 点検は UD アドバイザーや区民(UD サポーター等)と協働し、多様な視点で実施します。 ・UD 検討会及び UD 点検により把握した課題等は、関係所管と情報共有し、その後の施設整備に活かします。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
UD 検討会の実施	2回	2回	適宜	適宜
UD 点検の実施	2回	1回	1回	適宜

取組みについて(都市デザイン課・庁舎管理担当課・区立施設所管課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【UD検討会の実施】 ・梅丘図書館(施工時) 施設所管課から依頼を受け、誘導ブロックの敷設の仕方、サイン計画について、UDアドバイザー、障害当事者より意見をいただいた。 ・本庁舎(第2期)(施工時) 誘導ブロックの敷設の仕方、音声案内について、視覚障害のある方より意見をいただいた。 【UD点検の実施】 ・梅丘図書館 UDアドバイザー3名、障害当事者(視覚2名、聴覚2名、車椅子1名)に、各々の視点で施設内を確認していただき、意見をいただいた。 ■本庁舎への歩行支援システム導入を検討するにあたり、本庁舎東棟(第1期)にてコード化点字ブロック及びNavilensの実証実験を行ない、有効性確認の検証を行った。期間中、自由に来庁者に体験してもらうことにあわせて、UD審議会委員、UDサポーターに参加いただき、体験会を実施した。	UDアドバイザー、障害当事者(視覚、聴覚、車椅子)に参加いただき、多様な視点から意見をいただいた。 UD検討会では、誘導ブロックやサインの実物を用意するとともに、視覚障害ある方の説明用資料として触図を作成するなど、完成後のイメージがしやすくなるように努めた。 UD点検は、当事者別にルートを設定し、それぞれに必要な設備や施設の対応等について確認できるよう工夫した。施設管理者や運営者も参加し、施設の課題と改善方法を把握してもらうことで、より適切な施設運営につながるようにした。 コード化点字ブロック、Navilensのそれぞれ体験会を行い、体験後にアンケートを実施するとともに、「本庁舎第2期に設置するなら」というテーマで、参加者が図面を確認しながら意見交換を行った。また、来庁した区民からも様々ご意見をいただいた。	区立施設の計画や設計段階において、引き続きUD検討会を実施し、施設のUDの質の向上を図っていく。 また、UD点検でいただいた意見は、今後の施設整備に活かせるよう、庁内で共有できるように取りまとめていく。 本庁舎へのコード化点字ブロックの導入は、実証実験で有効性を検証した結果から、導入に効果があると判断し、採用することとした。今後は、具体的な設置位置等の検討を進めていく。

取組み	10-3 ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣
-----	--------------------------

所管課	都市デザイン課
取組み内容	・生活環境の整備の支援や、UD 検討会・UD点検には、専門知識のある UD アドバイザーを派遣します。 ・ユニバーサルデザイン改修などに高い知識を持った専門家・団体等と協働し、居住支援課で開催する住まいに関するセミナーなどへ、UD アドバイザー派遣ができる仕組みを検討します。

年次計画(前期計画期間)

	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度	R10 (2028) 年度
UD アドバイザーの派遣	適宜派遣	適宜派遣	適宜派遣	適宜派遣
専門家・団体等との協働	仕組みの 検討	適宜派遣	適宜派遣	適宜派遣

取組みについて(都市デザイン課)			
	点検 (実施したこと)	自己評価 (工夫や苦労した点)	改善・計画
◎ R7 (2025) 年度	【UDアドバイザーの派遣】 ・UD検討会2回(梅丘図書館、本庁舎等整備(第2期)) ・UD点検1回(梅丘図書館) ・研修講師1回(世田谷サービス公社UD講習会) 【専門家・団体等との協働】 住宅のUD化について、区民のUD改修に関する需要を調査するため、居住支援課のイベント等でアンケートを行った。	区立施設のUD検討会やUD点検にUDに関する専門的な知見をもったUDアドバイザーを派遣し、より活発な議論、意見交換が行われるよう努めた。 また、住宅のUD改修に関する専門家派遣は、アンケート調査の結果、希望者がそれほど多くなかったため、団体に協力いただくまでにはいかなかった。	区立施設のUD検討会やUD点検に、引き続きUDアドバイザーを派遣し、施設のユニバーサルデザインの質の向上を図っていく。 また、引き続き住宅のUD改修に関する専門家派遣の需要を確認していく。
◎ R8 (2026)年度			